

周防大島町告示第31号

平成17年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成17年8月31日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年9月8日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
武政 輝夫君	平村 真成君
魚谷 洋一君	松井 岑雄君
黒田 壇豊君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

9月20日に応招した議員

9月21日に応招した議員

応招しなかった議員

平成17年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年9月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成17年9月8日 午前9時37分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 認定第1号 平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成16年度大島町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 平成16年度東和町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 平成16年度橘町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 平成16年度周防大島広域連合各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 平成16年度大島郡環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 平成16年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について
- 日程第15 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第5号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第6号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につ

いて

- 日程第21 議案第7号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第8号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第9号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第10号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第25 議案第11号 平成16年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について
- 日程第26 議案第12号 周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第13号 周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の廃止について
- 日程第28 議案第14号 周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の制定について
- 日程第29 議案第15号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第16号 周防大島町コミュニティ施設設置条例の一部改正について
- 日程第31 議案第17号 周防大島町前島公民館設置条例等の一部改正について
- 日程第32 議案第18号 周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正について
- 日程第33 議案第19号 周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 日程第34 議案第20号 周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について
- 日程第35 議案第21号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について
- 日程第36 議案第22号 日本ハワイ移民資料館条例の一部改正について
- 日程第37 議案第23号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について
- 日程第38 議案第24号 周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第25号 周防大島町在宅介護支援センター設置条例の一部改正について
- 日程第40 議案第26号 周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正について
- 日程第41 議案第27号 周防大島町立老人憩の家条例の一部改正について

- 日程第42 議案第28号 周防大島町園芸サロン設置条例の一部改正について
- 日程第43 議案第29号 周防大島町立農事集会所条例の一部改正について
- 日程第44 議案第30号 周防大島町東和農林水産物直売所設置条例の全部改正について
- 日程第45 議案第31号 周防大島町橘農水産物直売所条例の一部改正について
- 日程第46 議案第32号 周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の全部改正について
- 日程第47 議案第33号 周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の全部改正について
- 日程第48 議案第34号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第49 議案第35号 周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の全部改正について
- 日程第50 議案第36号 周防大島町青少年旅行村設置条例の全部改正について
- 日程第51 議案第37号 周防大島町陸奥野営場設置条例の全部改正について
- 日程第52 議案第38号 周防大島町立陸奥記念館設置条例の全部改正について
- 日程第53 議案第39号 周防大島町なぎさ水族館設置条例の全部改正について
- 日程第54 議案第40号 周防大島町総合交流ターミナル設置条例の全部改正について
- 日程第55 議案第41号 山口県東部地方税整理組合の解散について
- 日程第56 議案第42号 山口県東部地方税整理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第57 議案第43号 山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第58 議案第44号 山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第59 議案第45号 山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について
- 日程第60 議案第46号 山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第61 議案第47号 山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 日程第62 議案第48号 山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第63 議案第49号 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事(第1工区)の請負契約の締結について

- 日程第64 議案第50号 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設
工事(第2工区)の請負契約の締結について
- 日程第65 議案第51号 平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(西枝3工区)
の請負契約の締結について
- 日程第66 請願第4号 周防大島町の交通事故の実態を調査し、施設・設備の整備・改善を重
視した交通事故防止計画を作成し、その実現に取り組んでいただくこ
とに関する請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 認定第1号 平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成16年度大島町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 平成16年度東和町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 平成16年度橘町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 平成16年度周防大島広域連合各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 平成16年度大島郡環境衛生施設組一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第12 認定第7号 平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算の認定につい
て
- 日程第13 認定第8号 平成16年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について
- 日程第15 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
について
- 日程第17 議案第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)に
ついて
- 日程第18 議案第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に
ついて

- 日程第19 議案第5号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第6号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第7号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第8号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第9号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第10号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第25 議案第11号 平成16年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について
- 日程第26 議案第12号 周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第13号 周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の廃止について
- 日程第28 議案第14号 周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の制定について
- 日程第29 議案第15号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第16号 周防大島町コミュニティ施設設置条例の一部改正について
- 日程第31 議案第17号 周防大島町前島公民館設置条例等の一部改正について
- 日程第32 議案第18号 周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正について
- 日程第33 議案第19号 周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 日程第34 議案第20号 周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について
- 日程第35 議案第21号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について
- 日程第36 議案第22号 日本ハワイ移民資料館条例の一部改正について
- 日程第37 議案第23号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について
- 日程第38 議案第24号 周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

- 日程第39 議案第25号 周防大島町在宅介護支援センター設置条例の一部改正について
- 日程第40 議案第26号 周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正について
- 日程第41 議案第27号 周防大島町立老人憩の家条例の一部改正について
- 日程第42 議案第28号 周防大島町園芸サロン設置条例の一部改正について
- 日程第43 議案第29号 周防大島町立農事集会所条例の一部改正について
- 日程第44 議案第30号 周防大島町東和農林水産物直売所設置条例の全部改正について
- 日程第45 議案第31号 周防大島町橘農水産物直売所条例の一部改正について
- 日程第46 議案第32号 周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の全部改正について
- 日程第47 議案第33号 周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の全部改正について
- 日程第48 議案第34号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第49 議案第35号 周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の全部改正について
- 日程第50 議案第36号 周防大島町青少年旅行村設置条例の全部改正について
- 日程第51 議案第37号 周防大島町陸奥野営場設置条例の全部改正について
- 日程第52 議案第38号 周防大島町立陸奥記念館設置条例の全部改正について
- 日程第53 議案第39号 周防大島町なぎさ水族館設置条例の全部改正について
- 日程第54 議案第40号 周防大島町総合交流ターミナル設置条例の全部改正について
- 日程第55 議案第41号 山口県東部地方税整理組合の解散について
- 日程第56 議案第42号 山口県東部地方税整理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第57 議案第43号 山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第58 議案第44号 山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第59 議案第45号 山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について
- 日程第60 議案第46号 山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第61 議案第47号 山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 日程第62 議案第48号 山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び規約の変更について

- 日程第63 議案第49号 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設
工事(第1工区)の請負契約の締結について
- 日程第64 議案第50号 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設
工事(第2工区)の請負契約の締結について
- 日程第65 議案第51号 平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(西枝3工区)
の請負契約の締結について
- 日程第66 請願第4号 周防大島町の交通事故の実態を調査し、施設・設備の整備・改善を重
視した交通事故防止計画を作成し、その実現に取り組んでいただくこ
とに関する請願書

出席議員(25名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 安本 貞敏君 | 2番 | 伊東 梅芳君 |
| 3番 | 土手 正喜君 | 4番 | 平野 和生君 |
| 5番 | 荒川 政義君 | 6番 | 浜戸 信充君 |
| 7番 | 杉山 藤雄君 | 8番 | 神岡 光人君 |
| 9番 | 田村 三郎君 | 10番 | 伊藤 秀行君 |
| 12番 | 平村 真成君 | 13番 | 魚谷 洋一君 |
| 14番 | 松井 岑雄君 | 15番 | 黒田 壇豊君 |
| 16番 | 広田 清晴君 | 17番 | 魚原 満晴君 |
| 18番 | 富田 安英君 | 19番 | 木村 潔君 |
| 20番 | 中本 博明君 | 21番 | 平川 敏郎君 |
| 22番 | 田中隆太郎君 | 23番 | 小田 貞利君 |
| 24番 | 尾元 武君 | 25番 | 久保 雅己君 |
| 26番 | 新山 玄雄君 | | |

欠席議員(1名)

- 11番 武政 輝夫君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長代理 木元 真琴君
書記 藤本万亀子君

書記 河井 敏博君
書記代理 中村 和典君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	田村 博君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
税務課長	橋本 澄夫君	契約監理課長	平田 好男君
商工観光課長	中原 忍君	下水道課長	嶋元 則昭君
監査委員	末満 良勇君		

午前9時37分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日はお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから平成17年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

武政議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、15番、黒田壇豊議員、16番、広田清晴議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る9月1日開催の議会運営委員会において協議の

結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月21日までの14日間といたしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月21日までの14日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議員各位既に御案内とは存じますが、議会事務局長の山内君が、先日急遽入院加療ということになり、今期定例会への出席ができません。よって、議事課長である木元君に、今期定例会について局長の代理を務めさせますので、御協力をお願いいたします。

それでは、本年6月以降本日までに本議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査6月、7月、8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

また次に、請願、陳情等についてであります。請願、陳情それぞれ1件、お手元に配布いたしておりますが、請願第4号「周防大島町の交通事故の実態を調査し、施設・設備の改善を重視した交通事故防止計画を作成し、その実現に取り組んでいただくことに関する請願書」については、本会議において日程事項としておりますので、後ほど御審議いただくことといたします。

また、陳情・要望第7号「上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書」は、取り扱いについて議会運営委員会にお諮りいたしました結果、総務委員会において審議中である請願第2号「上関原発建設反対を求める請願書」と対峙関連するものであり、総務委員会において審議していただくことといたしました。総務委員会においては慎重なる御審議を願います。

次に、建設環境常任委員長より委員会の行政視察研修の成果報告がなされましたので、お手元にその写しを配布いたしておりますので、御高覧いただきたいと思います。常任委員会の皆様、大変研修御苦労さまでございました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成17年の第3回周防大島町議会定例会を招集

いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず早朝から御参集を賜り、まことにありがとうございます。それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、人事案件が1件、決算の認定に関するもの9件、補正予算に関するもの10件、剰余金処分に関するもの1件、条例の制定及び一部改正等に関するもの29件、市町村合併に伴います一部事務組合の規約変更等に関するもの8件、工事請負契約の締結に関するもの3件であります。

まず、同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

来る11月26日を以って任期満了となります周防大島町教育委員会委員の任命につき、議会の御同意をお願いをするものであります。

次に、認定第1号から認定第9号までは、平成16年度各会計決算の認定についてであります。

平成16年度は、全国の地方自治体においては、市町村合併という大きな変革期にあり、我が大島郡4町も昨年10月1日に合併をし、周防大島町として新たなスタートをすることができました。

本日は、合併前の久賀町、大島町、東和町及び橘町の平成16年度各会計歳入歳出決算、周防大島広域連合、大島郡環境衛生施設組合、大島郡国民健康保険診療施設組合の一部事務組合等の決算、10月1日以降の周防大島町各会計歳入歳出決算、周防大島町公営企業局事業決算の認定についてお諮りするものでございます。

監査委員の決算審査意見並びに主要施策成果説明書を添えて決算書をお配りいたしているところではありますが、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行ができました。

このことは、議員各位をはじめ町民の皆様方の温かい御理解と御協力のたまものであり、ここに深く感謝の意を表する次第であります。

決算の詳細内容につきましては、後ほどそれぞれの担当から御説明を申し上げます。

次に、議案第1号は、平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億4,267万5,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ173億4,812万7,000円とするものであります。

議案第2号は、平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,032万5,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ30億9,905万9,000円とするものでございます。

議案第3号は、平成17年度の周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,747万9,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ5億5,196万6,000円とするものでございます。

議案第4号は、平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,298万2,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,551万4,000円とするものであります。

議案第5号は、平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,118万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ9億8,710万8,000円とするものであります。

議案第6号は、平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ804万5,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,271万1,000円とするものであります。

議案第7号は、平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116万2,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ1億5,705万8,000円とするものでございます。

議案第8号は、平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万2,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ4,226万2,000円とするものでございます。

議案第9号は、平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加をし、歳入歳出総額をそれぞれ8,190万9,000円とするものでございます。

議案第10号は、平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ1,085万1,000円とするものであります。

議案第 11 号は、平成 16 年度周防大島町公営企業局事業剰余金の処分についてであります。
公営企業局事業においては、平成 16 年度に発生した純利益を処分しようとするものでございます。

議案第 12 号は、周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の一部改正についてであります。

農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号により選任される委員の数が最大 3 名であることから、農地部会において互選される定数を変更するため条例を改正しようとするものでございます。

議案第 13 号は、周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の廃止についてであります。

去る 7 月に行われました周防大島町農業委員会委員一般選挙により委員定数が減少し、農政部会を構成することが不可能となったため、このたび条例を廃止しようとするものでございます。

議案第 14 号から議案第 40 号までは、公の施設の管理運営に関する指定管理者制度が導入されたことに伴いまして、従来の管理委託を可能とする条例を町直営による管理または指定管理者による管理代行ができるものとするため条例の制定または一部改正等を行い、整備するものでございます。

議案第 14 号は、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について。

議案第 15 号は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の制定について。

議案第 16 号は、周防大島町コミュニティー施設設置条例の一部改正について。

議案第 17 号は、周防大島町前島公民館設置条例等の一部改正について。

議案第 18 号は、周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正について。

議案第 19 号は、周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について。

議案第 20 号は、周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について。

議案第 21 号は、周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について。

議案第 22 号は、日本ハワイ移民資料館条例の一部改正について。

議案第 23 号は、周防大島町在宅老人デーサービスセンター設置条例の一部改正について。

議案第 24 号は、周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について。

議案第 25 号は、周防大島町在宅介護支援センター設置条例の一部改正について。

議案第 26 号は、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正について。

議案第 27 号は、周防大島町立老人憩の家条例の一部改正について。

議案第 28 号は、周防大島町園芸サロン設置条例の一部改正について。

議案第 29 号は、周防大島町立農事集会所条例の一部改正について。

議案第 30 号は、周防大島町東和農林水産物直売所設置条例の全部改正について。

議案第 31 号は、周防大島町橘農水産物直売所条例の一部改正について。

議案第 32 号は、周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の全部改正について。

議案第 33 号は、周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の全部改正について。

議案第 34 号は、竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について。

議案第 35 号は、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の全部改正について。

議案第 36 号は、周防大島町青少年旅行村設置条例の全部改正について。

議案第 37 号は、周防大島町陸奥野営場設置条例の全部改正について。

議案第 38 号は、周防大島町立陸奥記念館設置条例の全部改正について。

議案第 39 号は、周防大島町なぎさ水族館設置条例の全部改正について。

議案第 40 号は、周防大島町総合交流ターミナル設置条例の全部改正についてであります。

次に、議案第 41 号から議案第 48 号までは県内における市町村合併に伴います一部事務組合の規約変更等に関するものであります。

議案第 41 号は、山口県東部地方税整理組合の解散について。

議案第 42 号は、山口県東部地方税整理組合の解散に伴う財産処分について。

議案第 43 号は、山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

議案第 44 号は、山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について。

議案第 45 号は、山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について。

議案第 46 号は、山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

議案第 47 号は、山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について。

議案第 48 号は、山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

議案第 49 号は、平成 17 年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第 1 工区）の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町大字西安下庄の大島建設株式会社が落札をいたしましたので、

この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第50号は、平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第2工区）の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町大字東安下庄のユタカ工業株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第51号は、平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路布設工事（西枝3工区）の請負契約を締結するについてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町大字西安下庄の大島建設株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いをするものでございます。

この際、諸般の御報告を申し上げますが、まず周防大島町総合計画策定についてであります。

本年1月、庁内の総合計画策定委員会を立ち上げまして以降、総合政策課において基本構想等の素案を作成した後、庁内の策定プロジェクトチーム及び策定委員会における検討を経た後、農協等の団体より推薦により委嘱した委員や旧4町の行政関係者等20名で構成する策定審議会を開催をし、協議をいたしております。

現在までに3回の事前協議を行い、各委員より約70項目にわたりまして御意見をいただいております。この意見について、各担当部局において再度検討した後に修正等を行いまして、現在までに「基本構想」及び「基本計画」の試案を取りまとめております。現在、この試案を、去る8月15日から9月15日までの間、一般住民にホームページ及び総合支所で写しを公開し、パブリックコメントとしてこれらの試案に対する提言募集を行っております。

なお、県の出先機関及び県地域政策課の協議も現在行っており、今月中に協議が終わる予定となっております。今後、財政計画及び18年度から3年間の実施計画の策定を行った後、順調に推移すれば第4回の審議会を10月中に開催をし、正式に諮問を、また11月中に第5回の審議会を開催し、最終答申をいただく予定としております。

いずれにいたしましても、周防大島町として最初の総合計画でありますので、多くの方の御意見が反映できるよう配慮した上で、最終原案を本年12月議会に提案いたしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、周防大島町行政改革大綱策定についてであります。本年1月に助役を本部長とする「行政改革推進本部」の立ち上げにより、庁内の推進体制を整え、総合政策課を中心に策定を進めております。

大綱は、行政サービス全般にわたる抜本的な見直しを行い、簡素で合理的な行政運営の仕組みをつくるため、民間経営の手法を取り入れるための行政評価システムや指定管理者制度の導入、さらには効率的な行政組織を構築するための人事評価システムの導入等を柱として検討し、可能

な限り数値目標を設定した実施計画をあわせて策定しようとするものでございます。

本年3月には、学識経験者を有する住民各層から幅広い意見をいただくために、10名の委員さんから構成する「周防大島町行政改革推進委員会」を諮問機関として設置をし、7月にはこの委員会に対し「大綱」及び「実施計画」の素案をお示しした上で、諮問に先立つ事前協議を行っております。

委員さんよりいただいた意見の中には大変厳しいものもあり、現在その見直しを行っておりますが、11月にはこの行革推進委員会を再度開催をいたしまして、正式に諮問を行い、答申を得た上で、本年12月の議会において「大綱」及び「実施計画」について御報告する予定にしております。

次に、高速バスの運行について経過報告をいたします。

周防大島町と観光協会が取り組んでおります大島 広島間を結ぶ高速バス運行について、本年4月以降、防長交通株式会社と継続して協議してまいりました結果、10月初旬にも防長交通が陸運局に申請を行うまでに至りました。

本計画は、大島と広島バスセンターを岩国経由で結ぶルートで、政令指定都市との間に直通バスが運行されることによりまして、地域間交流、観光はもとより、通勤、通学、買い物等幅広い需要が見込まれるものと大いに期待をしているところでございます。

なお、運行開始予定は今年12月ごろということでございます。

最後に、公営企業局の人事関係について御報告をいたします。

7月10日付で橋病院に泌尿器科の医師を1名採用いたしましたので、御報告をいたします。

以上で概要につきまして御説明をいたしましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第5 . 同意第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意をお願いしたいわけでございますが、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。

来る11月26日をもって任期満了となります現委員の尾野亜紀子氏は、人格識見とも高く、

また地域の信望も厚く、かつ非常に教育熱心であります。今までの教育委員会委員としての経験と実績を認めるところであります。私といたしましては引き続き教育委員として御活躍を願いたいと存じますので、議員各位におかれましても同氏の教育委員任命について御同意を賜りたくお諮りをする次第でございます。お手元に経歴が添えてございますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。

これ採決を行います。起立による採決を行います。尾野亜紀子委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、尾野亜紀子委員の任命につき同意することに決定いたしました。

日程第 6 . 認定第 1 号

日程第 7 . 認定第 2 号

日程第 8 . 認定第 3 号

日程第 9 . 認定第 4 号

日程第 1 0 . 認定第 5 号

日程第 1 1 . 認定第 6 号

日程第 1 2 . 認定第 7 号

日程第 1 3 . 認定第 8 号

日程第 1 4 . 認定第 9 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 6、認定第 1 号平成 1 6 年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 4、認定第 9 号平成 1 6 年度周防大島町公営企業局事業決算の認定までの 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。吉村収入役。

収入役（吉村 正晴君） それでは、認定第 1 号から認定第 6 号及び認定第 8 号につきまして提案の御説明を申し上げます。

なお、認定第 7 号及び認定第 9 号につきましては、公営企業管理者が御説明いたします。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

なお、認定第1号から認定第6号までの各会計に共通します特徴を3点申し上げますと、第1点目は、期間が平成16年4月1日から9月30日までの半年間でございます。第2点目は、年度途中の決算でございますので、収入未済額、不用額ともに多くなっております。第3点目は、決算に係る歳入歳出差引残額につきましては、周防大島町の歳入に計上し、また歳入歳出差引不足額につきましては一時借入金により負債処理し、周防大島町において借入金返済金として予算措置いたしております。

それでは、認定第1号平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。始めに、一般会計から御説明いたします。

決算書の4ページ、5ページをお開き願います。

一般会計の歳入決算額を申し上げますと、予算総額39億3,749万4,000円、調定額19億4,220万8,294円に対しまして、収入済額は17億4,026万9,635円で、調定額に対する収入率は89.6%となっております。不納欠損額203万8,571円の内訳につきましては、3ページの町民税12人の30万4,930円、固定資産税10人の155万3,841円、軽自動車税18人の8万9,600円、特別土地保有税1社の9万200円でございます。収入未済額につきましては、年度途中の決算のため、町税の納期末到来分、町債が主でございまして、1億9,990万88円となっております。

次に、歳出を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳出決算額を申し上げますと、予算総額39億3,749万4,000円に対しまして、支出済額は16億8,451万4,453円でございます。不用額につきましては、年度途中の決算のため、22億5,297万9,547円となっております。

歳入歳出差引残額5,575万5,182円につきましては、周防大島町に引き継がれております。

以上で、一般会計の歳入歳出を終わります。詳細につきましては53ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照のほどお願いします。

なお、以下の各会計の事項別明細書につきましても説明は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、特別会計につきまして順次御説明いたします。

まず、簡易水道特別会計でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳入の予算総額1億4,449万2,000円、調定額3,167万9,032円に対しまして、収入済額は3,020万8,812円で、収入率は95.36%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は、年度途中の決算のため水道使用料等で147万220円でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出の予算総額1億4,449万2,000円に対しまして、支出済額は5,820万8,812円でございます。不用額につきましては年度途中の決算のため8,628万3,188円となっております。

歳入歳出差引不足額2,800万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、国民健康保険特別会計へまいります。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳入の予算総額5億4,955万1,000円、調定額3億3,096万7,104円に対しまして、収入済額は2億1,155万8,784円で、収入率は63.92%となっております。不納欠損額の259万9,000円は、国保税34人分であります。収入未済額につきましては、年度途中の決算のため、国保税の納期末到来分、滞納繰越分で1億1,680万9,320円となっております。

20ページ、21ページをお願いします。

歳出の予算総額5億4,955万1,000円に対しまして、支出済額は2億5,655万8,784円でございます。年度途中の決算のため、不用額は2億9,299万2,216円となっております。

歳入歳出差引不足額4,500万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、交通災害共済特別会計へまいります。

24ページ、25ページをお開き願います。

歳入の予算総額381万6,000円、調定額205万8,923円に対しまして、収入済額は205万8,923円で、収入率100%となっておりますので、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

26ページ、27ページをお開き願います。

歳出の予算総額381万6,000円に対しまして、支出済額は187万4,100円でございます。不用額につきましては年度途中の決算のため、194万1,900円となっております。

歳入歳出差引残額18万4,823円につきましては、周防大島町に引き継がれております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計へまいります。

30ページ、31ページをお開き願います。

歳入の予算総額1,913万2,000円、調定額2,628万6,635円に対しまして収入済額は1,577万2,645円で、収入率60%となっております。収入未済額1,051万3,990円は滞納繰越分でございます。

32ページ、33ページをお開き願います。

歳出の予算総額1,913万2,000円に対しまして、支出済額は1,577万2,645円で、不用額は335万9,355円となっております。

歳入歳出差し引き額は0円でございます。

次に、老人保健特別会計へまいります。

36ページ、37ページをお開き願います。

歳入の予算総額8億1,641万5,000円、調定額3億5,517万5,621円に対しまして、収入済額は3億5,517万5,621円で、収入率100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

38ページ、39ページをお開き願います。

歳出の予算総額8億1,641万5,000円に対しまして、支出済額は3億8,517万5,621円でございます。不用額は年度途中の決算のため、4億3,123万9,379円となっております。

歳入歳出差引不足額の3,000万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、渡船事業特別会計へまいります。

42ページ、43ページをお開き願います。

歳入の予算総額2,206万5,000円、調定額911万7,315円に対しまして、収入済額は911万5,695円で、収入率99.98%となっております。収入未済額は渡船使用料の1,620円でございます。

44ページ、45ページをお開き願います。

歳出の予算総額2,206万5,000円に対しまして、支出済額は1,111万5,695円でございます。不用額は年度途中の決算のため1,094万9,305円となっております。

歳入歳出差引不足額200万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、居宅介護支援事業特別会計へまいります。

48ページ、49ページをお開き願います。

歳入の予算総額295万3,000円、調定額432万3,076円に対しまして、収入済額は

432万3,076円で、収入率100%となっておりまして、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

50ページ、51ページをお願いします。

歳出の予算総額295万3,000円に対しまして、支出済額は48万7,634円でございます。不用額につきましては、年度途中の決算のため246万5,366円となっております。

歳入歳出差引残額383万5,442円につきましては、周防大島町では居宅介護支援事業特別会計がございませんので、一般会計に引き継がれております。

以上で、平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第2号平成16年度大島町各会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

始めに、一般会計から御説明いたします。

2ページをお開き願います。

歳入の決算額を申し上げますと、予算総額45億5,573万円、調定額23億6,332万5,716円に対しまして、収入済額は22億2,375万7,412円で、収入率は94.09%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額1億3,956万8,304円につきましては、年度途中の決算のため、町税の納期末到来分、補助金の未収が主であります。

次に、4ページをお願いします。

歳出決算額を申し上げますと、予算総額45億5,573万円に対しまして、支出済額は20億5,168万7,957円でございます。不用額につきましては、年度途中の決算でございますので、25億404万2,043円となっております。

歳入歳出差引残額1億7,206万9,455円につきましては、周防大島町に引き継がれております。

続きまして、特別会計につきまして順次御説明いたします。

まず、国民健康保険特別会計でございます。

5ページをお願いします。

歳入の予算総額8億8,193万5,000円、調定額4億9,577万3,337円に対しまして、収入済み額は3億726万4,991円、収入率は61.98%でございます。不納欠損額は0円で、収入未済額は国保税の納期末到来分、繰入金の未収により1億8,850万8,346円となっております。

6ページをお願いします。

歳出の予算総額8億8,193万5,000円に対しまして、支出済額は3億9,726万4,991円でございます。年度途中の決算のため、不用額は4億8,467万9円となっております。

ます。

なお、歳入歳出差引不足額9,000万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、簡易水道特別会計へまいります。

9ページをお願いします。

歳入の予算総額4億6,005万円、調定額1億6,436万290円に対しまして、収入済額は1億4,504万9,770円で、収入率は88.25%になっております。不納欠損額は0円で、収入未済額1,931万520円は、給水使用料の未収分でございます。

10ページをお願いします。

歳出の予算総額4億6,005万円に対しまして、支出済額は1億4,504万9,770円でございます。年度途中の決算のため、不用額は3億1,500万230円となっております。

歳入歳出差引額は0円でございます。

次に、農業集落排水特別会計へまいります。

11ページをお願いします。

歳入の予算総額8億2,691万円、調定額5,651万64円に対しまして、収入済み額は5,651万64円で、収入率は100%となっております、収入未済額は0円でございます。

12ページをお願いします。

歳出の予算総額8億2,691万円に対しまして、支出済額は2億2,651万64円でございます。年度途中の決算のため、不用額は6億39万9,936円となっております。

なお、歳入歳出差引不足額1億7,000万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、交通災害共済特別会計へまいります。

13ページをお願いします。

歳入の予算総額335万5,000円、調定額198万9,212円に対しまして、収入済額は198万9,212円で、収入率は100%となっております、収入未済額は0円でございます。

14ページをお願いします。

歳出の予算総額335万5,000円に対しまして、支出済額は164万6,065円でございます。年度途中の決算のため、不用額を170万8,935円となっております。

歳入歳出差引残額34万3,147円につきましては、周防大島町に引き継がれております。

次に、老人保健特別会計へまいります。

15ページをお願いいたします。

歳入の予算総額15億2,424万4,000円、調定額6億2,690万3,232円に対しまして、収入済額は6億2,690万3,232円で、収入率は100%となっておりまして、収入未済額は0円でございます。

16ページをお願いします。

歳出の予算総額15億2,424万4,000円に対しまして、支出済額は6億6,690万3,232円でございます。年度途中の決算のため、不用額は8億5,734万768円となっております。

歳入歳出差引不足額4,000万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、訪問看護特別会計へまいります。

17ページをお願いいたします。

歳入の予算総額2,474万9,000円、調定額1,405万3,512円に対しまして、収入済額は1,245万9,407円、収入率は88.66%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は、年度途中の決算でございますので、訪問看護療養費交付金、介護保険給付費、居宅介護支援事業費、利用料の未収金で159万4,105円となっております。

18ページをお願いします。

歳出の予算総額2,474万9,000円に対しまして、支出済額は1,245万9,407円でございます。不用額は年度途中の決算のため1,228万9,593円となっております。歳入歳出差引額は0円でございます。

以上で、平成16年度大島町各会計歳入歳出決算書の説明を終わります。

続きまして、認定第3号平成16年度東和町各会計歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

始めに、一般会計から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳入の決算額を申し上げますと、予算総額47億2,749万9,000円、調定額27億7,260万6,599円に対しまして、収入済額は21億2,770万8,283円で、収入率は76.74%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額につきましては、年度途中の決算のため、町税及び地方交付税の未収分が6億4,489万8,316円となっております。

7ページ、8ページをお開き願います。歳出の予算総額47億2,749万9,000円に対しまして、支出済額は19億5,992万8,099円でございます。不用額につきましては、年度途中の決算のため、27億6,757万901円となっております。

歳入歳出差引残額1億6,778万184円につきましては、周防大島町に引き継がれており

ます。

続きまして、特別会計につきまして順次御説明いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計でございます。

134ページ、135ページをお開き願います。

歳入の予算総額7億7,038万3,000円、調定額3億3,043万1,977円に対しまして、収入済額は2億5,757万557円で、収入率は77.95%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は、年度途中の決算のため、7,286万1,420円となっております。

136ページ、137ページをお開き願います。

歳出の予算総額7億7,038万3,000円に対しまして、支出済額は2億9,757万557円でございます。不用額は、年度途中の決算のため4億7,281万2,443円となっております。

なお、歳入歳出差引不足額4,000万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、老人保健事業特別会計へまいります。

154ページ、155ページをお開き願います。

歳入の予算総額15億2,346万7,000円、調定額5億9,842万6,908円に対しまして、収入済額は5億9,842万6,908円で、収入率100%となっております。収入未済額は0円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額15億2,346万7,000円に対しまして、支出済額は5億7,916万1,374円でございます。年度途中の決算のため、不用額は9億4,430万5,626円となっております。

歳入歳出差引残額1,926万5,534円につきましては、周防大島町に引き継がれております。

次に、簡易水道事業特別会計へまいります。

164ページ、165ページをお開き願います。

歳入の予算総額2億8,598万9,000円、調定額5,790万5,581円に対しまして、収入済額は5,790万5,581円で、収入率は100%となっております。収入未済額は0円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額2億8,598万9,000円に対しまして、支出済額は1億790万5,581円でございます。年度途中の決算のため、不用額は1億7,808万3,419円とな

っております。

歳入歳出差引不足額 5,000 万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、下水道事業特別会計へまいります。

176 ページ、177 ページをお開き願います。

歳入の予算総額 1 億 2,074 万 5,000 円、調定額 2,541 万 6,848 円に対しまして、収入済額は 2,541 万 6,848 円で、収入率は 100% となっております。収入未済額は 0 円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額 1 億 2,074 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 5,541 万 6,848 円でございます。年度途中の決算のため、不用額は 6,532 万 8,152 円となっております。

歳入歳出差引不足額 3,000 万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、農業集落排水事業特別会計へまいります。

186 ページ、187 ページをお開き願います。

歳入の予算総額 3 億 8,837 万 5,000 円、調定額 2,686 万 1,016 円に対しまして、収入済額は 2,686 万 1,016 円で、収入率は 100% となっております。収入未済額は 0 円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額 3 億 8,837 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 1 億 3,686 万 1,016 円でございます。年度途中の決算のため、不用額は 2 億 5,151 万 3,984 円となっております。

歳入歳出差引不足額 1 億 1,000 万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、渡船事業特別会計へまいります。

196 ページ、197 ページをお開き願います。

歳入の予算総額 2,450 万 3,000 円、調定額 1,291 万 4,462 円に対しまして、収入済み額は 1,291 万 4,462 円で、収入率 100% となっております。収入未済額は 0 円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額 2,450 万 3,000 円に対しまして、支出済額は 1,110 万 7,280 円で

ございます。不用額は、年度途中の決算のため1,339万5,720円となっております。

歳入歳出差引残額180万7,182円につきましては、周防大島町に引き継がれております。
次に、交通災害共済事業特別会計へまいります。

208ページ、209ページをお開き願います。

歳入の予算総額323万3,000円、調定額189万9,868円に対しまして、収入済額は189万9,868円で、収入率は100%となっております。収入未済額は0円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額323万3,000円に対しまして支出済額は170万9,490円でございます。不用額は152万3,510円となっております。歳入歳出差引残額19万378円につきましては、周防大島町に引き継がれております。

以上で、平成16年度東和町各会計歳入歳出決算書の説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 収入役さん、暫時休憩します。御苦勞でございます。

暫時休憩します。15分ほど。55分まで休憩します。

午前10時40分休憩

.....
午前10時57分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

引き続き説明をお願いします。

収入役（吉村 正晴君） 引き続きまして、認定第4号平成16年度橘町各会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

始めに、一般会計から御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

歳入決算額を申し上げますと、予算総額49億7,914万6,000円、調定額25億3,067万8,692円に対しまして、収入済額は24億2,052万8,802円で、収入率は95.65%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は1億1,014万9,890円でございます。年度途中の決算のため、町税の未収が主でございます。

11ページ、12ページをお願いします。

歳出決算額を申し上げますと、予算総額49億7,914万6,000円に対しまして、支出済額は21億6,925万9,320円でございます。不用額につきましては、年度途中の決算のため28億988万6,680円となっております。

歳入歳出差引残額2億5,126万9,482円につきましては、周防大島町に引き継がれてお

ります。

続きまして、特別会計につきまして順次御説明いたします。

まず、国民健康保険特別会計でございます。

14ページ、15ページをお願いします。

歳入の予算総額8億93万4,000円、調定額3億8,969万4,508円に対しまして、収入済額は2億6,087万7,678円で、収入率は66.94%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額1億2,881万6,830円は、国保税及び督促手数料の未収分でございます。

18ページ、19ページをお願いします。

歳出の予算総額8億93万4,000円に対しまして、支出済額は3億6,087万7,678円でございます。不用額は年度途中の決算のため、4億4,005万6,322円となっております。

歳入歳出差引不足額1億円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、老人保健特別会計へまいります。

21ページ、22ページをお願いします。

歳入の予算総額13億7,619万9,000円、調定額5億5,728万6,028円に対しまして、収入済額は5億5,728万6,028円で、収入率100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額13億7,619万9,000円に対しまして、支出済額は5億1,850万1,073円でございます。年度途中の決算のため、不用額は8億5,769万7,927円となっております。

歳入歳出差引残額3,878万4,955円につきましては、周防大島町に引き継がれております。

次に、簡易水道特別会計へまいります。

26ページ、27ページをお願いします。

歳入の予算総額2億3,139万6,000円、調定額1億702万2,759円に対しまして、収入済額は1億310万9,312円で、収入率は96.34%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は水道使用料の391万3,447円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額2億3,139万6,000円に対しまして、支出済額は1億310万9,312円でございます。不用額は年度途中の決算のため1億2,828万6,688円となっ

ております。

歳入歳出差引額は0円でございます。

次に、公共下水道事業特別会計へまいります。

31ページ、32ページをお願いします。

歳入の予算総額4億4,306万5,000円、調定額1億331万7,921円に対しまして、収入済額は1億215万3,734円で、収入率は98.87%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は下水道処理施設分担金、下水道使用料及び督促手数料で116万4,187円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額4億4,306万5,000円に対しまして、支出済額は1億5,215万3,734円でございます。不用額は年度途中の決算のため2億9,091万1,266円となっております。

歳入歳出差引不足額5,000万円につきましては、一時借入金により負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、農業集落排水事業特別会計へまいります。

36ページ、37ページをお願いします。

歳入の予算総額1億3,409万7,000円、調定額6,157万3,513円に対しまして、収入済額は5,701万2,663円で、収入率は92.59%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は年度途中の決算のため456万850円となっております。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額1億3,409万7,000円に対しまして、支出済額は6,701万2,663円でございます。不用額は年度途中の決算のため6,708万4,337円となっております。歳入歳出差引不足額1,000万円につきましては、一時借入金で負債処理し、周防大島町において、同額を借入金返済金として予算措置し、返済いたしております。

次に、漁業集落排水事業特別会計へまいります。

41ページ、42ページをお願いします。

歳入の予算総額5,188万2,000円、調定額2,360万6,756円に対しまして、収入済額は2,360万6,756円で、収入率100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額5,188万2,000円に対しまして、支出済額は2,360万6,756円でございます。不用額は2,827万5,244円となっております。

歳入歳出差引額は0円でございます。

次に、渡船事業特別会計へまいります。

46ページ、47ページをお願いします。

歳入の予算総額3,181万8,000円、調定額1,573万894円に対しまして、収入済額は1,573万894円で、収入率は100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額3,181万8,000円に対しまして、支出済額は1,573万894円でございます。不用額は1,608万7,106円となっております。歳入歳出差引額は0円でございます。

次に、交通災害共済事業特別会計へまいります。

51ページ、52ページをお願いします。

歳入の予算総額378万円、調定額192万6,224円に対しまして、収入済額は192万6,224円で、収入率100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに、0円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の予算総額378万円に対しまして、支出済額は153万2,985円でございます。不用額は224万7,015円となっております。

歳入歳出差引残額39万3,239円につきましては、周防大島町に引き継がれております。

以上で、平成16年度橘町各会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第5号平成16年度周防大島広域連合各会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

始めに、一般会計を御説明いたします。

1ページをお開き願います。

歳入の予算総額4億5,788万円、調定額3億2,527万476円に対しまして、収入済額は3億2,527万476円で、収入率は100%となっておりまして、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

2ページをお願いします。

歳出の予算総額4億5,788万円に対しまして、支出済額は1億8,730万2,303円でございます。不用額は年度途中の決算のため2億7,057万7,697円となっております。

歳入歳出差引残額1億3,796万8,173円につきましては、周防大島町の一般会計に引き継がれております。

次に、介護保険特別会計でございます。

4ページをお願いします。

歳入の予算総額2億6,898万円、調定額1億3,934万8,689円に対しまして、収入済額は1億2,539万9,064円で、収入率は88.2%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は年度途中の決算のため、1億6,394万9,625円でございます。

5ページをお願いします。

歳出の予算総額2億6,898万円に対しまして支出済額は1億6,183万6,427円でございます。不用額は年度途中の決算のため1億7,14万3,573円となっております。

歳入歳出差引残額1億6,356万2,637円につきましては、周防大島町の一般会計に引き継がれております。

また、介護給付費準備基金8,582万8,227円につきましても、周防大島町の一般会計に引き継がれております。

以上で、平成16年度周防大島広域連合各会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第6号平成16年度大島郡環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをお開き願います。

歳入の予算総額4億3,873万7,000円、調定額2億2,777万623円に対しまして、収入済額は2億2,777万623円でございます。収入率は100%で、不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

2ページをお願いします。

歳出の予算総額4億3,873万7,000円に対しまして、支出済額は1億9,547万7,431円でございます。不用額につきましては、年度途中の決算のため2億4,325万9,569円となっております。

歳入歳出差引残額3,229万3,192円及び施設整備基金の2,600万5,963円につきましては、周防大島町の一般会計に引き継がれております。

以上で、平成16年度大島郡環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書の説明を終わります。

続きまして、認定第8号平成16年度周防大島町各会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

始めに、一般会計を御説明いたします。

決算書の2ページをお開き願います。

歳入の合計額を申し上げますと、予算総額1億1,732万5,800円、調定額1億1,968万2,907円に対しまして、収入済額は1億9,208万3,273円で、調定額に

対する収入率は91.72%でございます。不納欠損額730万9,278円につきましては、1ページの1款町税、1項町民税は71人の271万5,877円、2項固定資産税は46人の258万9,301円、3項軽自動車税は53人の21万9,500円、5項特別土地保有税は5社の130万4,400円、11款分担金及び負担金、2項負担金では保育料の6人分48万200円の合計でございます。

収入未済額9億7,872万2,356円の内訳につきましては、主に1ページの1款町税1項町民税の現年208人、滞納繰越439人、合計647人で2,885万2,624円。2項固定資産税は現年330人、滞納繰越541人、合計871人で4,587万9,101円。3項軽自動車税は現年331人、滞納繰越541人、合計872人で316万5,600円。5項特別土地保有税は滞納繰越29社で1,535万5,500円。11款分担金及び負担金、1項負担金で里地棚田保全事業の繰越に伴う地元分担金54万2,200円、2項負担金で保育料の現年14人、滞納繰越50人、合計64人の638万7,000円。

2ページの12款使用料及び手数料、1項使用料で、住宅使用料の現年81人、滞納繰越57人、合計138人の2,528万5,260円、2項手数料で、ごみ処理手数料125万4,000円。13款国庫支出金2億6,828万円、14款県支出金2億2,092万4,000円、20款町債3億6,240万円につきましては、事業の繰越に伴う未収でございます。

4ページをお開き願います。

歳出の予算総額117億3,225万8,000円に対しまして、支出済額は105億1,097万3,458円で、執行率は89.59%でございます。翌年度繰越額9億1,664万3,000円につきましては、6月定例議会において報告しました平成16年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

内訳は、3ページの2款総務費、1項総務管理費で駐車場整備事業費90万8,000円、4款衛生費、1項保健衛生費で温泉利用施設等整備事業費1億8,321万2,000円、5款農林水産業費、1項農業費で里地棚田保全整備事業費2,019万1,000円、3項水産業費で漁港施設管理経費外7件で3億5,468万5,000円、7款土木費、2項道路橋梁費で道路新設改良事業費4,065万円、4ページの10款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費で現年度農業用施設補助災害復旧事業費外2件で2億6,579万2,000円、3項公共土木施設災害復旧費で現年度道路橋梁補助災害復旧事業費3,169万7,000円、5項その他公共・公用施設等災害復旧費で1,950万8,000円でございます。

不用額につきましては、事務事業の精算により3億464万1,542円となっております。

歳入歳出差引残額は4億985万7,815円でございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

続きまして、各特別会計につきまして順次御説明いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計でございます。

7ページをお願いします。

歳入の予算総額19億5,117万円、調定額20億5,677万885円に対しまして、収入済額は19億6,218万9,569円で、調定額に対する収入率は95.4%でございます。不納欠損額は国民健康保険税の123人で1,146万2,520円となっております。また、収入未済額は国民健康保険税の現年394人、滞納繰越706人、合計1,100人で8,311万8,796円でございます。

8ページをお願いします。

歳出の予算総額19億5,117万円に対しまして、支出済額は18億5,929万1,490円で、執行率は95.29%となっております。翌年度繰越額は0円で、不用額は9,187万8,510円となっております。

歳入歳出差引残額1億289万8,079円でございます。

なお、被保険者の状況でございますが、年度末の世帯数は7,964世帯、被保険者数は1万3,638人で、加入率は61.7%でございます。

次に、老人保健事業特別会計へまいります。

11ページをお願いします。

歳入の予算総額34億4,308万3,000円、調定額30億330万5,845円に対しまして、収入済額は30億330万5,845円で、収入率は100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

12ページをお願いします。

歳出の予算総額34億4,308万3,000円に対しまして、支出済額は29億4,435万8,719円で、執行率は85.51%でございます。不用額は4億9,872万4,281円となっております。

歳入歳出差引残額は5,894万7,126円でございます。

なお、年度末の老人医療受給者数は6,904人で、受給率は31.23%でございます。

次に、介護保険事業特別会計へまいります。

15ページをお願いします。

歳入の予算総額15億9,678万6,000円、調定額16億2,268万1,021円に対しまして、収入済額は16億1,768万2,834円で、収入率は99.69%となっております。不納欠損額57万5,300円は、介護保険料の25人分でございます。収入未済額442万

2,887円は、介護保険料の現年128人、滞納繰越126人、合計254人分でございます。
16ページをお願いします。

歳出の予算総額15億9,678万6,000円に対しまして、支出済額は15億5,346万400円で、執行率は97.29%でございます。翌年度繰越額は0円で、不用額は4,332万5,600円となっております。

歳入歳出差引残額は6,422万2,434円でございます。

なお、年度末の第1号被保険者数は9,801人で、人口に占める割合は44.34%でございます。

次に、訪問看護事業特別会計へまいります。

19ページをお願いします。

歳入の予算総額1,283万8,000円、調定額1,267万9,830円に対しまして、収入済額は1,267万9,830円で、収入率は100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

20ページをお願いします。

歳出の予算総額1,283万8,000円に対しまして、支出済額は1,267万9,830円で、執行率は98.77%でございます。翌年度繰越額は0円で、不用額は15万8,170円となっております。

歳入歳出差引残額は0円の決算となっております。

次に、簡易水道事業特別会計へまいります。

23ページをお願いします。

歳入の予算総額7億8,328万3,000円、調定額8億193万2,511円に対しまして収入済額は7億1,868万593円で、収入率は89.62%でございます。不納欠損額は0円で、収入未済額8,325万1,918円の内訳につきましては、2款使用料及び手数料、1項使用料で給水使用料の現年547人、滞納繰越642人、合計1,189人の2,799万1,918円、5款諸収入、3項雑入で下水道事業の繰越に伴う給水施設補償金5,526万円でございます。

24ページをお願いします。

歳出の予算総額7億8,328万3,000円に対しまして、支出済額は7億1,588万593円で、執行率は91.39%でございます。翌年度繰越額は維持管理経費及び水道補償事業で5,506万円、不用額は1,234万2,407円となっております。

歳入歳出差引残額は280万円でございます。

なお、給水人口は1万9,290人で、普及率は86.95%でございます。

次に、下水道事業特別会計へまいります。

27ページをお願いします。

歳入の予算総額4億6,179万2,000円、調定額4億6,168万6,654円に対しまして、収入済額は3億7,925万8,873円で、収入率は82.15%でございます。不納欠損額は0円で、収入未済額8,242万7,781円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金、1項分担金で受益者分担金の現年70人、滞納繰越40人、合計110人の238万4,800円、2款使用料及び手数料、1項使用料で、現年57人、滞納繰越42人、合計99人の81万3,781円、2項手数料の2万9,200円は督促手数料でございます。3款国庫支出金2,830万円、6款町債5,090万円は事業の繰越に伴うものでございます。

28ページをお願いします。

歳出の予算総額4億6,179万2,000円に対しまして、支出済額は3億7,318万2,873円で、執行率は80.81%でございます。翌年度繰越額は安下庄地区下水道事業の8,527万6,000円、不用額は333万3,127円となっております。

歳入歳出差引残額は607万6,000円でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計へまいります。

31ページをお願いします。

歳入の予算総額11億9,442万2,000円、調定額11億8,758万4,735円に対しまして、収入済額は9億6,681万5,214円で、収入率は81.41%でございます。不納欠損額は0円で、収入未済額2億2,076万9,521円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金では事業の繰越に伴う受益者分担金390万3,700円、2款使用料及び手数料、1項使用料で下水道使用料の現年27人の17万8,521円、2項手数料7,300円は督促手数料でございます。3款県支出金1億2,558万円、6款町債9,110万円は事業の繰越に伴うものでございます。

32ページをお願いします。

歳出の予算総額11億9,442万2,000円に対しまして、支出済額は9億4,747万5,214円で、執行率は79.32%でございます。翌年度繰越額は沖浦西地区、沖浦東地区、和田地区の3事業で2億3,951万5,000円、不用額は743万1,786円となっております。

歳入歳出差引残額は1,934万円でございます。

次に、漁業集落排水事業特別会計へまいります。

35ページをお願いします。

歳入の予算総額2,859万4,000円、調定額2,799万5,659円に対しまして、収入

済額は2,798万2,260円で、収入率は99.95%となっております。不納欠損額は0円で、収入未済額は使用料1人分の1万3,399円でございます。

36ページをお願いします。

歳出の予算総額2,859万4,000円に対しまして、支出済額は2,798万2,260円で、執行率は97.86%でございます。翌年度繰越額は0円で、不用額は61万1,740円となっております。

歳入歳出差引額は繰入金で財源調整を行っておりますので、0円でございます。

次に、渡船事業特別会計へまいります。

39ページをお願いします。

歳入の予算総額4,348万円、調定額4,175万1,922円に対しまして、収入済額は4,175万1,922円で、収入率100%でございまして、不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

40ページをお願いします。

歳出の予算総額4,348万円に対しまして、支出済額は4,175万1,922円で、執行率は96.03%でございます。翌年度繰越額は0円で、不用額は172万8,078円となっております。

歳入歳出差引額は繰入金で財源調整を行っておりますので0円でございます。

次に、交通災害共済事業特別会計へまいります。

43ページをお願いします。

歳入の予算総額644万4,000円、調定額418万4,387円に対しまして、収入済額は418万4,387円で、収入率は100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

44ページをお願いします。

歳出の予算総額644万4,000円に対しまして、支出済額は320万862円で、執行率は49.67%でございます。翌年度繰越額は0円で、不用額は324万3,138円となっております。

歳入歳出差引残額は98万3,525円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書の説明に入らせていただきます。

単位は1,000円単位で記入しております。

371ページをお願いします。一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額109億2,083万1,000円、歳出総額105億1,097万3,000円、歳入歳出差引額は4億985万8,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源6,449万

7,000円を差し引きました実質収支額は3億4,536万1,000円で決算をいたしております。

次のページは国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億6,219万円、歳出総額18億5,929万1,000円、歳入歳出差引額は1億289万9,000円で、実質収支額も同額でございます。

次のページは老人保健事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額30億330万6,000円、歳出総額29億4,435万9,000円、歳入歳出差引額は5,894万7,000円で、実質収支額も同額でございます。

次のページは介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億1,768万3,000円、歳出総額15億5,346万円、歳入歳出差引額は6,422万3,000円で、実質収支額も同額でございます。

次のページは訪問看護事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の1,268万円で、収支均衡の決算でございます。

次のページは簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7億1,868万1,000円、歳出総額7億1,588万1,000円、歳入歳出差引額は280万円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が280万円ございまして、実質収支額がゼロ円となっております。

次のページは下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億7,925万9,000円、歳出総額3億7,318万3,000円、歳入歳出差引額607万6,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が607万6,000円ございまして、実質収支額は0円となっております。

次のページは農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9億6,681万5,000円、歳出総額9億4,747万5,000円、歳入歳出差引額は1,934万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が1,934万円ございまして、実質収支額は0円となっております。

次のページは漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の2,798万2,000円で、収支均衡の決算でございます。

次のページは渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の4,175万2,000円で、収支均衡の決算でございます。

次のページは交通災害共済事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額418万4,000円、歳出総額320万1,000円、歳入歳出差引額は98万3,000円で、実質収支額も同額でございます。

なお、383ページからの財産に関する調書の説明は省略させていただきます。

また、この中の物品につきましては、旧4町の計上がまちまちでございましたので、周防大島町では、自動車、消防ポンプ及び100万円以上の備品を計上いたしております。

以上で、平成16年度周防大島町各会計歳入歳出決算書の説明を終わります。

これをもちまして、認定第1号から認定第6号及び認定第8号の平成16年度歳入歳出決算の認定についての提案の説明を終わります。

御審議の上、御認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 続いて、説明をお願いします。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 認定第7号平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算の認定について補足説明を申し上げます。

この決算は、平成16年4月1日から平成16年9月30日までの決算であります。お手元の平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算書類の1ページの平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計21億1,758万2,450円に對しまして、支出合計は20億9,191万5,910円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計49億26万8,268円に對しまして、支出合計は59億3,427万8,524円の決算となりました。

次に、7ページから28ページまでの財務諸表につきまして御説明を申し上げます。

まず、8ページの平成16年事業損益計算書であります。医業収支では、医業収益17億84万1,071円に對しまして、医業費用19億7,628万3,464円で、差し引き2億7,544万2,393円の医業損失となり、医業外収支では、医業外収益4億1,656万162円に對しまして、医業外費用1億3,711万3,719円で、差し引き2億7,944万6,443円の医業外利益となりました。

医業収支と医業外収支とを合わせた経常収支では400万4,050円の経常利益となり、国債の売却益である特別利益18万1,217円を加えまして、当年度純利益は418万5,267円で決算をすることができました。

次に、14ページの平成16年事業剰余金計算書であります。利益剰余金の部では、減債積立金に平成15年度純利益2億2,438万5,522円を繰り入れ、平成16年度の企業債償還元金の財源とし、2億1,608万804円を取り崩しまして、当年度末残高を24億2,447万2,433円としたものであります。

未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金を、先ほど御説明申し上げましたが、減債積立金に2億2,438万5,522円を処分して、当年度純利益418万5,267円

を当年度未処分利益剰余金としたものであります。資本剰余金の部では、発生及び処分はなく、翌年度繰越資本剰余金を10億1,809万8,800円としたものであります。

次に、18ページの平成16年度事業貸借対照表について御説明を申し上げます。

まず、資産の部であります。固定資産は、有形固定資産が84億758万3,384円、無形固定資産が515万480円、投資が96万2,825万円で、固定資産合計は180億4,098万3,864円でございます。流動資産は、現金預金が7億3,006万6,881円、未集金が4億8,859万7,214円、貯蔵品が3,232万2,827円、前渡金が334万円で、流動資産合計は12億5,432万6,922円でございます。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は192億9,531万786円でございます。

次に、23ページの負債の部であります。固定負債は引当金が14億3,254万8,067円、流動負債のうち未払い金が2億3,040万5,992円、預かり金が3億3,242万3,789円、流動負債合計は5億6,282万9,781円でございます。固定負債と流動負債を合わせた負債合計は19億9,537万7,848円でございます。

次に、25ページの資本の部であります。資本金のうち自己資本金は、固有資本金が670万2,598円、組み入れ資本金が27億709万2,429円で、自己資本金合計は27億1,379万5,027円でございます。借入れ資本金は、企業債が76億5,343万8,454円、各町出資金が10億9,866万652円で、借入資本金合計は87億5,209万9,106円であります。

自己資本金と借入資本金を合わせた資本金合計は114億6,589万4,133円でございます。

剰余金のうち資本剰余金は、受贈財産評価額が831万3,300円、国県補助金が10億40万7,500円、その他資本剰余金が937万8,000円で、資本剰余金合計は10億1,809万8,800円でございます。利益剰余金は、減債積立金が24億2,447万2,433円、利益積立金が6億5,526万6,227円、建設改良積立金が17億3,201万6,178円、当年度未処分利益剰余金が418万5,267円で、利益剰余金合計は48億1,594万5円でございます。

資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は58億3,403万8,805円で、資本金と剰余金を合わせた資本合計は172億9,993万2,938円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は192億9,531万786円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、29ページから45ページまでに事業報告書を、46ページから69ページまでに収益費用明細書を、70ページから73ページまでに固定資産明細書を、74ページから76ページに企業債明細書を添付しております。

以上で、認定第7号の平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算の認定について、補足説明を終わります。

なお、本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、認定第9号平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について、補足説明を申し上げます。

この決算は、平成16年10月1日から平成17年3月31日までの決算であります。お手元の平成16年度周防大島町公営企業会計事業決算書類の1ページの平成16年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計26億7,493万7,011円に對しまして、支出合計は22億8,243万9,812円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計95億5,706万3,423円に對しまして、支出合計は97億3,179万7,423円の決算となりました。

次に、7ページから31ページまでの財務諸表につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの平成16年度事業損益計算書であります。医業収支では、医業収益19億1,510万239円に對しまして、医業費用21億6,460万9,417円で、差し引き2億4,950万9,178円の医業損失となり、医業外収支では、医業外収益7億5,412万6,772円に對しまして、医業外費用1億5,336万9,105円で、差し引き6億75万7,667円の医業外利益となりました。

医業収支と医業外収支とを合わせた経常収支では3億5,124万8,489円の経常利益となり、国債の売却益である特別利益571万円を、平成11年度以前の回収見込みのない個人負担金の処理に伴う特別損失324万6,187円を加えまして、当年度純利益は3億5,711万2,302円で決算をすることができました。

次に、17ページの平成16年度事業剰余金計算書であります。利益剰余金の部では、減債積立金に平成16年度の企業債償還元金の財源として2億1,805万8,474円を取り崩しまして、当年度末残高を22億641万3,959円とし、積立金合計を45億9,369万6,264円としたものであります。

未処分利益剰余金につきましては、当年度純利益3億5,371万2,302円を加えまして、当年度未処分利益剰余金を3億5,789万7,569円としたものであります。

資本金剰余金の部では、受贈財産評価額に大島国保振興会解散に伴い寄附された土地の評価額1,000万円を当年度発生高に計上し、残高を1,831万3,300円とし、国県補助金に調

整交付金及び災害復旧に伴う補助金として7,691万6,000円を当年度発生高に計上し、補助金で整備した各病院の医療機器等の廃棄処分に伴いまして1億1,021万5,256円を当年度処分額に計上し、残高を9億6,710万8,244円とし、翌年度繰越資本剰余金を9億9,479万9,544円としたものであります。

次に、21ページの平成16年度事業貸借対照表について御説明を申し上げます。

まず、資産の部であります。固定資産は、有形固定資産が83億5,716万2,142円、無形固定資産が1,368万432円、投資が96億5,354万円で、固定資産合計は180億2,438万2,574円でございます。流動資産は、現金預金が7億887万9,187円、未集金が8億3,391万2,838円、貯蔵品が2,996万9,817円、前渡金が404万円で、流動資産合計は15億7,680万1,842円でございます。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は196億118万4,416円でございます。

次に、26ページの負債の部であります。固定負債は引当金が14億5,675万4,537円、流動負債のうち未払い金が2億7,410万1,831円、預かり金が1,764万3,115円で、流動負債合計は2億9,174万4,946円でございます。

固定負債と流動負債を合わせた負債合計は17億4,849万9,483円でございます。

次に、28ページの資本の部であります。資本金のうち自己資本金は、固有資本金が670万2,598円、組み入れ資本金が41億8,720万8,978円で、自己資本金合計は41億9,391万1,576円でございます。借入資本金は、企業債が77億1,237万9,980円で、自己資本金と借入資本金を合わせた資本金合計は119億629万1,556円でございます。

剰余金のうち資本剰余金は、受贈財産評価額が1,831万3,300円、国県補助金が9億6,710万8,244円、その他の資本剰余金が937万8,000円で、資本剰余金合計は9億9,479万9,544円でございます。

利益剰余金は、減債積立金が22億641万3,959円、利益積立金が6億5,526万6,127円、建設改良積立金が17億3,201万6,178円、当年度未処分利益剰余金が3億5,789万7,569円で、利益剰余金合計は49億5,159万3,833円でございます。

資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は59億4,639万3,377円で、資本金と剰余金を合わせた資本合計は178億5,268万4,933円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は196億118万4,416円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、33ページから49ページまでに事業報告書を、50ページから67ページまでに収益費用明細書を、68ページから70ページまでに固定資産明細書を、71ページから73ページに企業債明細書を添付しております。

以上、認定第9号の平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について、補足説明を終わります。

なお、本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊のとおり添付をしておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩でございます。御苦労さまです。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、認定第1号平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号平成16年度大島郡環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまで及び認定第8号平成16年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括、認定第7号平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算の認定について及び認定第9号平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定についてを一括として、都合2回に分けて行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所轄委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

それでは、まず、認定第1号から認定第6号まで及び認定第8号についての質疑を求めます。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 総括的質疑という表現が非常に難しいんですが、質疑をしたいというふうに思います。

まず1件は、各性質別歳出の状況から質疑をしたいというふうに思います。執行部が取りまとめた内容でいきますと、15年度、16年度対比表も出されております。まず、それについて質疑をしたいというふうに思います。実際的に、昨年度、16年度は合併前と合併後ということですから。人件費を見ますと、これは参考までに、4ページ、主要な施策の成果を説明する書類、4ページでまず質問します。

一つは、人件費についてであります。対前年人件費で3,386万3,000円の減額ということがあります。実際的には合併効果をどう見るかという部分であります。といいますのが、一つは、議員が途中から、10月以降から基本的には、それまでは50数人おったのが半分になった

ということです。

その割には人件費そのものが落ちていない、職員さんも10月1日時点でかなりの、新町発足時点で退職あられたと、それで、もう一方では、環衛一部事務組合所属の方がこの一般会計に入ってくるという格好の中で、職員の異動はプラマイで実質的には3,886万3,000円ということであります。

そこでお尋ねしますが、実際的な動きは具体的にどのようにつかんでおります。3,800万円の節約について、節約といいますか、実際的にはどういうふうにつかんでおられるのか、まず報告をお願いしたいというふうに思います。

それと、物品費、これが4億321万1,000円というふうに増額になっております。この物品費については、かなり5億円余りが実質的な合併統合費、合併統合のためのいわゆる統一等と思われるが、特徴的にはまずどういうふうにとらえておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

それと、その他部分では、これは基金の部分か再度確認しておきたい。その他部分について。いわゆる対比で、15年度対比、大体旧4町で4億3,500万円、それで、16年度、いわゆる16年度、合併前と合併後を足した金額が実際的には7億9,900万円ということになっておりますが、実際的に、その他部分はどういうふうになっておられるのか、つかんでおられるのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、歳入について総括的という格好で質問をしたいと思いますが、長い間過疎の自治体においては、歳入部分では地方交付税が主な財源になっております。

ここで質問したい点は、ここの対比表を見てわかりますように、大体普通交付税で2億600万円余りの減額、15、16対比です。そして、もう一つ、起債とはいえ、いわゆる交付税の減額分、これが臨時財政対策債、これが当たるわけですが、それが2億7,900万円の減ということになると、実際的には、一般財源部分の減が、一般財源といいますか、目的・理由いわれる部分が実際的には4億8,000万円ぐらいの減ということになると、実際的にはかなりの減額になっておると。

これは、かなりの町財政の圧迫にある意味ではつながっておるというふうに考えておりますが、どういうふうに見ておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、個別の事案で、先ほど収入役の方から出されました。旧町ごとの事案が出されました。報告されました。例えば、町税収入でまず見ていただきたいのは、例えば、久賀町の場合が、この時点で、いわゆる旧町、いわゆる久賀町時代の言うなれば決算時点で、10月時点で不納欠損が出ております。これは、基本的には、税法の関係で言えば5年以前分ということについては想像はつきます。想像はつきますが、この時点でいわゆる不納欠損扱いしたのはどういうふうな引

き継ぎがあるのか聞いておきたい。

例えば、町民税で30万4,000円、そして、固定資産税で155万3,000円、それと、特別土地保有税が出ちよるんじゃないかと思うんですが、その辺が出ております。金額的には9万円ということになっておりますが、どういう理由からかいう点を聞きたいというふうに思います。この時点での不納欠損について。

それと、収入未済についても旧町ごとに報告がされました。実際、収入未済額、例えば、先ほどから出ておるのは合併に伴いという格好でありましたが、実質的には、いわゆる過去4年分がそれぞれ年度ごとに出されちよるんじゃないかと、町税で言えば、旧町それぞれ、例えば、何年度分が幾ら何年度分が幾らという格好で出されておるといふふうに思います。その点でどのようにつかんでおるのか聞いておきたいというふうに思います。まず、その点を聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、主要な施策の成果を説明する書類の4ページでございますけれども、性質別歳出の状況で御質問をいただいております。

まず、人件費についてですけれども、まず、1点御了解いただきたいのは、この16年度と15年度の比較についてですが、16年度につきましては合併後でございますから、先ほど議員さんもちよっと触れられましたが、環境衛生施設組合等々一部事務組合の関係も含まれておりますが、15年度については旧4町の合計というようなこと、そこらあたり比較というのは非常に困難な部分もあるわけですが。

そういった中での私どもの考え方ですけれど、まず、人件費につきましては約3,800万円ばかりの減ということですが、これも、先ほどちよっと議員さんの御指摘がありましたように、環境衛生施設組合等の職員が入ってきたというようないろんな経緯がございまして、職員数の増減、いろいろありました。ですから、ここで上がっております主な人件費の減というのは、特別職なり議員さんの減に伴うものが大きなウエートを占めておるといふふうに理解しております。

それから、物件費につきまして約4億円の増ですけど、これも議員さん御指摘のとおり、合併に対する電算統合等々の経費の増というふうに理解しております。

それから、その他の内訳で約7億9,900万円ばかり、その他ですけど、これの考え方です。これは、基金の積立金等が主なもので約6億4,000万円ばかりだったと思いますけども、その他の主なものは基金への積立金でございます。

それから、歳入で交付税についての考え方の御質問がございまして、この比較、2ページの歳入の状況での比較で、15年、16年の比較、普通交付税で約2億円、それから、臨時財政

対策債への振りかえ分としては約2億7,900万円の減ということで、約4億8,000万円ばかりの減になっております。これは、今行われております三位一体の改革等々を踏まえての交付税なり臨時財政対策債の調整ということでございます。

当然、これだけの交付税なりが減額されたということで、この1ページ目にもございますようないろんな財政指数にも大きな影響を及ぼしておるといふふうに私ども理解しておりますし、当然、町財政への影響もかなりのものがある、今後も、こういった三位一体の改革により、また厳しい財政が今後も予想されるというふうにご考えております。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 第1点目の町税収入における不納欠損でございますけれども、これにつきましては、成果の説明書の66ページでございますけれども、町民税が、旧久賀町において11件、法人が1件、固定資産税が1件、現年度分が1件、滞納分が9件、それと、軽自動車税が18件、特別土地保有税が1件となっております。

御承知のように、不納欠損につきましては、3つの事例がございます。時効5年を迎えたもの、執行停止から3年のもの、それから、即時に消滅をさせるもの等でございますけれども、これにつきましては、旧久賀町においてそれぞれこのように不納欠損処分をいたしたものでございます。

続きまして、同じように、一番右側になりますけれども、収入未済額というものがございます。これにつきましては、大きく申し上げますと、中段に合計とございますけれども、滞納繰越分ということで、収納の合計が2,419件、9,300万円、それから、国保税につきまして、同じように下の段ですけれども、合計、滞納につきまして、706件の5,800万円ということでございます。

この件数と金額の内訳につきましては、一般分と国保分に大きく分けまして、一般分につきましては、11年度分が6件、12年度分が6件、13年度分が5件、失礼しました。合計でございます。11年度分については7件、12年度分が243件、13年度分が309件、14年度分が421件、15年度分が570件、計1,550件でございます。

国保税につきましても同様に、11年分が3件、12年分が111件、13年度分が155件、14年度分が177件、15年度分が260件、計706件でございます。

なお、金額につきましては、同じく11年度分が6万2,900円、12年度分が980万1,237円、13年度分が2,020万5,610円、14年度分が2,563万3,840円、15年度分が1,800万9,020円、合計7,371万2,600円。

それから、国保税につきましては、11年度分が34万8,000円、12年度分が987万38円、13年度分が1,378万4,160円、14年度分が1,542万9,200円、15年度分が1,905万200円、合計5,839万296円でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、実は、非常にわかりにくい部分として若干聞いておきたいというふうに思いますが、一つは、各、実際的な借地料等があります。この中で聞いておきたい点が1カ所あります。

といいますのは、旧久賀地域に、交通安全対策で旧と新で実際的に借地している、安全対策に出てくる借地について、基本的考え方、実際どうなのかということで聞いておきたいと思います。それが1件です。それが旧久賀地域。

それと、あわせて橘地域で1件ほど聞いておきたいというふうに思いますが、実は、2,000万円ぐらいの支出で1件聞いておきたいんですが、地域振興のための支出として歳出部分があるというふうに思いますが、ページ 聞く方もつらからうし、一括して聞くというのは、言う方もつらいんです、実際。聞く方もつらい、答える方もつらいというのが実態なんです。

一つは、例えば安下庄で言えば、ページ数が103ページを見てください、歳出の。1,900万円余りあります。それで、実際的には光熱水費から始まって備品購入負担金補助金1,400万円という格好ですが、具体的にこの時期、合併前にやった事業内容について聞いておきたいというふうに思います。

それとあわせて、基本的な部分でもう1点は、実は今、新町になりまして、一つは、特別会計で言えば、交通災害共済の取り扱いについて聞いておきたいと思います。これは合併時点で徴収方法も変わって、交通災害共済特別会計、合併後、今年度、それまで旧大島では、いわゆる自治会長さんといいますが、連絡委員さんが集めてくれよったと、それが実質的には直接行くようになったと、これは旧町ごとに取り扱いが違っていたんじゃないかと、徴収方法が。それで混乱があるという面があります。

ですから、旧町時代に、それぞれ東和、橘、大島、運用が違うちょっとと思うんです、実際的には。実際運用としてどういう状況だったのか、あわせて決算上聞いておきたいというふうに思います。

それともう一つは、選挙関係でもう1回聞いておきたいというふうに思います。一つは、この間も補正予算のときにちょっと批判したんですが、選挙対策、例えば、16年度で言えば県知事選挙、これが基本的には合併前でした。それで、町長選挙については合併後でした。

それで、実際的に運用については、例えば、さきの補正の議論の中で、私は、ダブルペイになるんじゃないかということで聞きました。それで、その部分というのは旧町ごとで対応が違っていたんじゃないかと、実質的に歳出状況は、歳出としてあらわれるのは、県知事選挙費で、旧4町で対照であらわれると、それで、合併後としては、町議選、町長選挙で実際的にはあられ

るわけなんです。

一体どうであったのか、例えば、各町まちまちだったと思うんです、実際的に。それで、例えば、大島町で言えば、いわゆる家に帰れない時間帯、いわゆる超過勤務の対象外取り扱いについて、いわゆる一定程度の茶菓子代程度の対応ということで500円程度支給されておった。それが、旧町、例えば久賀ではどうだったのか、橋ではどうだったのか、東和ではどうだったのかという点で、改めて対応をどうやったのかという点について聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

先ほど、交通安全対策費の中での借地料の件でございますが、これは、旧久賀駅のその用地であります、これが土地ですが、それを町が借り上げて、その借地料と、そこを駐車場として貸し出しているというような状況であります。

それから、選挙に伴うところの昼食、各町の取り扱い、また、交通災害の各町の取り扱いにつきましては、ちょっと手元の方に資料がございませんので、ちょっといましばらく時間をいただければと思うんですが。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 旧橋町の、決算103ページですか、地域づくり推進事業の補助金の件、御質問をいただいたと思うんですが、これの主な事業といたしまして、まず、各区といたしますか、区長さんといたしますか、地区に出しております地域振興補助金、それから、「サマー・ミーティング大島」とか、そういったイベント、「夢橋ゆうゆう祭」、あるいは小規模施設の整備補助金、それから、安高を考える会等々に対する補助金でございます。それが、ここに一括して地域づくり推進事業費ということで計上して執行されておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には私たち議員が予算議論をしていないんで、実際的には質疑も非常に難しいという実態が、執行部も一緒と思います。今現在に予算を組んだ人がどこにおられるのかわからないという面もあるというふうな理解はしておりますが、実際的には委員会にできるだけ詳しく行うということで、総括質疑という言い方ですが、終わりたいと、各議員さん方聞きたいと思いますので、終わりたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第7号及び認定第9号について質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。決算認定の質疑が終結いたしましたので、認定第1号平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定までの9議案を、本日配布しております議案付託表により、所轄の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までの9議案を、本日配布いたしました議案付託表のとおり所轄の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15．議案第1号

日程第16．議案第2号

日程第17．議案第3号

日程第18．議案第4号

日程第19．議案第5号

日程第20．議案第6号

日程第21．議案第7号

日程第22．議案第8号

日程第23．議案第9号

日程第24．議案第10号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第24、議案第10号平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、補正予算議案書1ページのとおり、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に4億4,267万5,000円を追加し、予算の総額を173億4,812万7,000円とするとともに、第2条におきまして、第2表のとおり地方債の変更を行うものであります。

それでは、詳細につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。事項別明細書はオレンジ色の仕切りの紙以降でございます。事項明細書の3ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、8款地方特例交付金は、交付決定により568万2,000円の減額であります。9款地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定により7,773万9,000円を追加するものであります。普通交付税の総額は73億573万9,000円となっております。11款の分担金及び負担金につきましては、がけ崩れ災害緊急対策事業に係る地元負担金187万9,000円の計上であります。

13款国庫支出金のうち1項国庫負担金は、災害復旧費国庫負担金の追加計上であります。今年度発生いたしました公共土木施設災害復旧費負担金7,407万2,000円に加え、昨年の台風災害が激甚災害に指定されたことに伴います国庫負担率のかさ上げによる追加交付分の計上であります。

次に、4ページであります。4ページの2項国庫補助金におきましては、市町村合併補助金を460万円減額するとともに、公営住宅ストック総合計画策定業務を県事業で行うこととしたことに伴います減額、小中学校費補助金では、準要保護児童生徒にかかわる国庫補助金が、三位一体の改革に伴いまして一般財源化したことによる357万7,000円を減額いたしました。また、大雨災害にかかわる農業施設災害復旧費補助金の追加計上であります。

14款県支出金であります。2項県補助金では、広域合併支援特別交付金を230万円増額し、福祉医療費過年度精算交付金130万7,000円の追加、児童福祉費補助金におきまして、延長保育事業を1保育園が実施困難となりましたので、361万4,000円を減額し、児童クラブ事業、子育て支援センター事業をそれぞれ1カ所新規に実施することに伴う補助金を追加計上しております。

水産業県補助金は、地域生産物供給基盤整備事業及び広域水産物供給基盤整備事業の見直しによる補助金の減額補正、漁業担い手育成支援事業の中止による減額補正であります。土木費県補助金では、公営住宅実態調査分析事業及びがけ崩れ災害緊急対策事業補助金の新規計上であります。

6ページをお願いいたします。17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億3,310万5,000円減額することにより財源調整を行っております。18款の繰越金は、平成16年度からの繰越金3億3,536万円を追加いたしました。19款諸収入の主なものは、東部地方税整理組合の解散に伴う財産処分収入として405万円、国営森林保険の災害保険金収入500万円の追加計上であります。20款町債におきましては、7ページのとおり、それぞれの事業にかかわる起債額の調整を行うとともに、減税補てん債及び臨時財政対策債を追加いたしました。

続いて、歳出の主なものについて御説明をいたします。9ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費では、1目一般管理費の庁舎等建設調査事業費におきまして、東和庁舎等建設にかかわる実施設計業務の契約締結に伴う減額補正及び星野記念館建設にかかわる企画等を協議

するための実行委員会を組織することとし、これにかかわる経費として200万円を計上いたしました。

5目財産管理費のうち財産管理一般経費では、大島文化センター用地について借地となっておりますが、その所有者の1名の方から町に購入してほしい旨の申し出がありましたので、これを購入することとし、その経費として2,082万2,000円を計上いたしました。

また、基金管理経費では、地方財政法に基づき、平成16年度から繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てることとし、1億7,500万円を計上しております。

6目の企画費では、政策調整一般経費におきまして、公有財産管理システムを新たに導入する経費として635万3,000円を追加計上いたしました。7目支所及び出張所経費の久賀支所経費では、久賀庁舎の高圧受電引き込み設備の改修工事費等で144万4,000円、東和支所経費では、小規模施設整備事業補助金等104万円、橘支所経費では、栄地区町有地の防じん舗装工事費等388万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

8目の電子計算費は、介護保険法改正に伴うパソコン等の追加購入経費の計上であります。10目交通安全対策費は、工事請負費80万円の計上ですが、このたび久賀～広島県の間で高速バスが運行されることに伴いますこのバス利用者の駐車場を確保するため必要が生じたので、久賀ふるさと館横の町営駐車場を整備するための経費であります。

11ページの2項徴税費のうち、山口県東部地方税整理組合分担金803万8,000円は、山口県東部地方税整理組合の解散に伴い、当該組合が山口県市町村職員退職手当組合へ納付する負担金の周防大島町分の計上であります。2目賦課徴収費の報償費は、前納報奨金が確定したことに伴いまして100万円の減額であります。

12ページをお開き願います。3款の民生費1項社会福祉費5目介護保険対策費におきまして、介護保険法改正に伴うシステム改修経費として572万6,000円の計上が主なものであります。

13ページの2項児童福祉費では、児童福祉事業におきまして安下庄小学校に児童クラブを新設することとし、その委託料70万円の新規計上、中保育園で予定しておりました延長保育促進事業が実施困難となりましたので、481万9,000円の減額、油宇保育園において、元気子育て支援センター事業を実施するための140万6,000円の新規計上が主なものであります。

14ページであります。4款衛生費は、2目予防費の予防接種事業におきまして、高齢者へのインフルエンザ予防接種につきまして対象者へ問診表を直接郵送することとし、その経費を追加計上いたしました。

続いて、5款農林水産業費であります1項農業費3目農業振興費では、東安下庄にあります農産物加工センターの缶詰製造機等の修繕費162万9,000円を計上いたしました。

5目農地費では、農地一般管理経費において、橘グリーンパークの植栽管理、排水ポンプのオイル交換にかかわる委託料を追加いたしまして、16ページになりますけれども、ため池緊急防災対策事業におきましては、1,000トン未満のため池について、町において危険箇所の点検を行うこととなりましたので、その経費といたしまして59万6,000円を新規計上いたしました。

また、団体営ため池等整備事業につきましては、事業の調整により節の組み替えを行うものがあります。

17ページの2項林業費、林道開設事業におきましても、事業の調整により節の組み替えを行うものであります。

3項水産業費2目水産業振興費では、水産振興対策事業におきまして、安下庄地区で予定しておりました漁業担い手育成支援事業が事業中止となりましたので、その補助金666万6,000円を減額するものであります。

18ページであります。3目漁港管理費は、棕野漁港の投錨取りかえ等の工事請負費794万9,000円が主なものであります。4目漁港建設費では、地域水産物供給基盤整備事業及び広域水産物供給基盤整備事業におきまして、三蒲漁港ほか4漁港について工事請負費を減額し、計画見直しのための事業計画策定業務の委託料を計上いたしました。

19ページは、6款商工費であります。2目商工業振興費では、竜崎温泉の源泉予備ポンプ購入費185万7,000円、指定管理者制度導入を視野に、グリーンステイながうらの施設管理、運営全般についての診断を行う委託料245万7,000円を新規計上いたしました。

3目観光費では、公園等管理経費において、昨年の台風により被災いたしました飯の山展望台の改修にかかわる設計監理業務委託料及び工事請負費を計上しております。

20ページをお開き願います。7款土木費であります。2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費におきましては、道路橋梁維持にかかわる工事請負費として722万1,000円を追加するとともに、2目道路新設改良費におきまして、長波津礼線ほかの用地購入費等の計上をいたしました。

3項河川費2目河川建設費では、久賀丸山地区において、がけ崩れ災害緊急対策事業を実施することとし、その経費の計上が主なものであります。

22ページ、6項の住宅費であります。公営住宅一般管理経費におきまして、町内各町営住宅の修繕費として355万7,000円を追加するとともに、国庫補助金による公営住宅ストック総合活用計画策定を取りやめ、県事業によります公営住宅実態調査分析業務を行うこととしております。

また、五反田住宅住宅屋根防水工事等518万3,000円の追加計上であります。

9款の教育費では、1項教育総務費2目事務局費の教育総務経費において、棕野小学校体育館

及び三浦小中学校体育館の2棟の耐震診断を実施することとし、これで町内すべての耐震診断が完了することとなります。

また、8月1日付で教育委員会総務課内に学校統合推進班を設置いたしましたので、学校統合推進経費として、報償費、旅費、需用費等の事務費を計上をいたしました。

続いて、2項小学校費及び3項中学校費につきましては、各学校における修繕費及び公務員の賃金について、雇用時間を1時間延長することとし、不足分を追加計上をしております。

ページが飛びますけれども、29ページであります。4項の社会教育費及び30ページの5項保健体育費につきましては、東和総合センターほか各施設の修繕費の計上が主なものであります。

10款災害復旧費につきましては、7月初めの豪雨災害にかかわる補正が主なものであります。1項農林水産業施設災害復旧費では、現年度農業用施設補助災害復旧事業で9件、3,908万8,000円、2項公共土木施設災害復旧費では、現年度道路橋梁単独災害復旧事業で500万円、現年度道路橋梁補助災害復旧事業で12件、1億1,222万2,000円の計上であります。

32ページの12款諸支出金につきましては、各特別会計への繰り出し金の調整であります。

以上が、議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)の概要であります。議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第1号、質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) まず一つは、地方交付税について聞きます。交付税算定において、17年度も当然基準財政需要額、収入額の関係においては旧町ベースで積算されておるんじゃないかと思いますが、その点どうなのか、まず聞きます。歳入について。

それと、特定目的分、いわゆる一般的に言われる普通交付税については、本来は自由であるが、三位一体の改革を含めて実際的には特定目的分が入ってきておるはずで、その内訳についてまず報告を求めたい。これが歳入の点であります。

次に、歳出について聞きます。一つは、星野ワールドについて聞きます。実際的に私は、そういうものをつくると、また新たな費用負担が出てくるんじゃないかということで既に全協のとき言うておりますが、いわゆる予算的にはどういう基準でつくっていったのかというのが非常にわかりにくいというふうに考えております。

また、ワールドの組織上は、実行委員会になっておるようですが、どういう実行委員会になっているのか聞いておきたいというふうに思います。それがまず1件です。

それと、2件目、今回、財産管理費で2,000万円余り購入があります。これは、ここの図書館地域ということになっておるそうです。御承知のように旧大島地区においては、かなりまだ、本来取得した方がかなり有利じゃないかというところもかなり残っておって、なかなか取得が進んでいないという状況であります。今回、地主さんから買ってくれんかということなんですが、

基準額についてはどういうふうになっておるのか聞いておきたい。

また、これは文化センター付近ということですが、実際的にあとどのくらい面積が残っておるのか、文化センターのうち、図書館の真下なら真下でもいいんですが、実際的にはその敷地がどのくらい残っておるのか、資料があれば報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、実際的に今回、前納報奨金のカット、これは確定、当然今の時期ですから確定ですが、全体トータル的には前納報奨金の状況をどういうふうにつかんでいるのか聞いておきたいというふうに思います。

それと、12ページ、老人憩い乃家管理経費についてであります。これは、当初予算議論のときに、旧橋地域において過去、これがそれかちょっとわかりにくいんですが、旧経費において実際的にはずっと維持管理費を払いよるんだという報告があったんですが、実際的に合併後の町内で、老人憩い乃家で実際的に家賃を支払っているのはここだけなのか、1カ所だけなのかどうなのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、今年度、17ページです。水産振興費で、今年度かなり期待された事業として当初予算に計上された漁業担い手育成事業補助金、これは県事業補助金だったかちょっと忘れておりますが、カットということになります。これは、町と漁協と県とということ、朝市を含めたいろんな産直でしたか、含めてやるということ、当初予算を計上されておったというふうに思います。実際的に、だめになった経費について聞いておきたい。

また、例えば手を挙げるところがあったら対応可能なのかどうか含めて、今、実際的には、1次産業は大変だということで、漁業者の産直ということはかなり声が出ております。そういう中で、実際的にこれだけの多額な金をかけんでもという意見がありますので、あわせて聞いておきたいというふうに思います。これが水産関係であります。

それと、商工の方で1件聞いておきたいと思うんですが、委託料で、実際的に、さっき補足説明を聞くと、いわゆる新たな経営形態のために委託するんだと、いわゆる調査のための委託ということで報告がありました。この点で、再度、一体、経営診断というのはどういう角度からどういうあれを求めるのか、いわゆるこれも、言うなれば、企業の方に求めるというふうな部分だろうというふうに思いますが、一体どういう調査を依頼する、経営診断を依頼するのかということで聞いておきたいというふうに思います。

もう1点、観光費についてであります。今回1,825万円、これは飯の山ということで聞いておりますが、財源的な部分について、一般財源ということですが、実際的には災害ということで、一定金額財源が入っているんじゃないかというふうに思います。保険金と言うたらおかしいです。去年の災害を含めて。その辺のどこをまず報告をお願いしたい。

今までのを比べて、やっぱり、本来、建て方といいますか、あり方もちょっと変わるというこ

とでありますので、実際的にどういういわゆる考え方をしておるのが聞いておきたい。いわゆる今まで5階が4階になるとか、いろいろ具体的にあると思います。その辺をちょっと聞いておきたいというふうに思います。

次に、道路新設改良で1点聞いておきたいというふうに思いますが、これは、今回1,100万円の増額、公有財産購入費で894万1,000円ということではありますが、これは旧大島地区の3カ所ということですが、単価について、やっぱりそれぞれ物品保障等あるというふうに思いますが、これは実際、県の基準ということていくのかどうなのか、あわせて慎重な対応が求められるところもあるので聞いておきたいというふうに思います。

以上。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、地方交付税の関係で御質問いただきました。それぞれ旧町単位で基準財政需要額なり収入額を算出しているんじゃないかということですが、御報告申し上げます。

まず、旧久賀町でございますけれども、基準財政需要額が16億3,573万9,000円、基準財政収入額が3億3,186万9,000円でございます。それから、旧大島ですけれども、需要額が25億1,191万9,000円、収入が5億1,257万4,000円でございます。それから、旧東和ですけれども、需要額が25億1,006万円、収入額が3億2,183万3,000円でございます。それから、旧橘でございますけれども、需用額が21億9,515万4,000円、収入額が3億6,636万8,000円でございます。

周防大島町全体で申し上げますと、需用額が88億5,287万2,000円、基準財政収入額が15億3,264万4,000円ということでございます。

それから、交付税の特定目的分といいますか、繰り越しもございませうけれども、まず国保財政の部分、これが大体2億3,700万円程度と見込んでおります。

それから、公営企業局に対する病院の病床割あるいは看護師の養成所関係、これは4億2,260万円ばかりと見込んでおります。

それから、起債の償還分、これが15億270万円ばかりだろうと見込んでおります。

それから、三位一体の改革に関する影響額でございますけれども、これもいろんな見方がございますけれども、所得譲与税を差し引いて交付税で調整されるであろう、まあされるべき金額と見込みが、これが約7,500万円ばかりというふうに見込んでおります。

それから、歳出で財産管理の用地購入の御質問をいただきましたけれども、これのまず単価でございますけれども、1平米当たり1万8,000円で計算をしております。

それから、借地あとどれくらいあるかという御質問ですけど、これも今回購入するのはこの文

化センターのちょうど図書館がありますあたりの用地を購入するわけですが、これも文化センターと庁舎一体、まあこういったつながった建物ですから文化センター部分とちょっと分けることでできませんので、この庁舎と文化センター周辺の借地について御報告申し上げますけれども、今度購入予定の土地を除きましてこの庁舎周辺の借地があと約9,323平米ございます。

それと、もう1点、飯の山の展望台の改修に伴います財源でございますけれども、昨年の台風災害で保険金として約950万円ばかりの保険金が久賀町の方に16年度に歳入されております。議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 星野ワールド実行委員会の関係の中で、組織及び予算の基準はどうかという御質問がございました。組織につきましては、先般の7月の臨時議会の全員協議会のときに多少御説明いたしましたけれども、東京の方から音楽評論家の小西良太郎さんを初めとした5名の方、それから町側としては、町長、助役、収入役、そして議会の方からは、議長、副議長、顧問に県議という形の組織をしたいというお話しをしたところであります。まだ実行委員会はこれから立ち上げるという状況であります。

それから、予算の基準ということでございますが、実際こういった施設をつくるに当たって、特に音楽業界といいますが、そういった形での交渉というのが発生する恐れがございます。したがって、どういったものが要るかというのは検討がつかないものもありますが、今200万円の想定をされております内容としましては、会議費とそれから報償費、これは著作権料とかいろいろなアドバイザー料が発生するということがあるかもわからないということで、当面頭出しをしております。

それから、先ほど申し上げましたように、東京側から5人、こちら側から6人という人員で委員会を組織しようという格好で、旅費についてはこちらから行く場合もありますし向こうから来る場合もあります。そういったものを旅費として120万円ばかり試算をして計上しております。その他雑費ということで、トータル200万円ということでございます。あわせて、当然委員会だけでなく幹事会というような形も組織したいという考えでおりまして、教育関係あるいは商工関係等の職員、そしてこの星野記念館等につきましては、東和総合支所と一緒に建物という今の考え方によりますので、総合支所の職員、それから総務課の職員という格好で幹事会を組織していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 全納報奨金の件でございますけれども、本年度当初予算におきまして、1,003万円予算を組んでおります。現在、固定資産税が1万1,375円で757万8,830円、町民税につきまして1,772件、135万2,720円、合計で1万3,147件、893万1,550円となっております。これ、まあ前年とほぼ同様でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 老人憩いの家の件につきましてですが、これは橘地区の老人憩いの家ということで、一部借地料は支払っておりますが、管理費というようなものは自治会へは一切支払っておりません。ほかに、旧町にもあるのではないかとということですが、現在条例に定めております老人憩いの家は橘地区のみであります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 17ページの漁業担い手育成支援事業の補助金のカットでございますが、これにつきましては事業割等により未調整であったために見送りになったというふうに聞いております。県が認定する漁業協同改革事業に基づいて行う支援事業でございました。他に振りかえはだめかということなんですけども、今年度につきましてはもうだめと思いますが、後年度につきましては、これは協業体、漁協が中心となりますけども、協業体が県と協議をして決定することになるかと思えます。

19ページの経営診断でございますが、この内容につきましては、施設経営診断、マーケティング調査、これを行うことで収支レベルの改善、損益でございますが、これを図るべく収支増加及び収支削減の方向性と具体策を明確にするというものでございます。診断及び調査の内容でございますが、財政内容の分析、中核構造の確認、サービス特徴の確認、サービス力の確認、業者のニーズ把握等々でございます。

同じく19ページの工事請負費の1,825万円、これ飯の山の展望台の改修でございますが、この工事規模ということでございますが、被災前は鉄骨づくりの5階建ての屋根つきでございました。会議室、側壁パネルがございましたが、今回は鉄骨づくりの4階建てで、屋根なし、会議室なし、側壁パネルなしということで、台風には強い構造ということで考えております。

21ページの公有財産購入費の土地購入費でございますが、これは長波津礼線、上浜線、中屋線、旧大島地区でございますが、この3路線を予定しております。単価基準につきましては、上浜線が実勢単価、宅地でございます。その他につきましては、県の土地評価標準基準で行っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） グリーンステイながうらの経営診断について若干補足させていただきます。今部長が答弁したとおりなんですけども、それ以外に考え方として、今後今から条例の審議があるわけなんですけども、指定管理者制度に向けての、まあ今後指定管理者に対して公募をしなければならぬわけなんですけども、指定管理をどの程度で公募したらいいとか、そういったこと

もあわせて診断をしていただくというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、星野ワールドについて質問しますが、まあ実際の私たちも非常にわかりにくい、実際として。というのがどれほどの建物をするのか、実際的にそういう200万円をかけているんな交渉事をするというのが本当に必要なかどうなんかも含めて、私疑念があるんです。いいますのが、実際的に200万円かけて調査をして、それから、それはもう箱物の中身の話し、外もあるかもわからんが、実際的には中身の展示品が主かどうかとも再答弁求めておきたいんですが、中身が主で、実際的にはさっき聞くと頭出しちゅう表現をすると、一体どのくらいかかるのかなという疑念があります、実際的に。実際的にそういうところに多額の金をかけていくちゅうことになると、何のための実際的な箱物なんかということになっていくと。実際的にはその建物そのものは職員が入る一つの、いわゆる職員が入る部分と実際的には併設されるだろう部分だというふうに聞いておりますので、実際的にそれだけのいわゆる調査費が、調査費、かかるちゅうのは非常にわかりにくい、実際。中の物にしてもですいね、200万円というのも非常に私からすれば非常にわかりにくいというので、再度質問しておきたいというふうに思います。

それと、今年度とりやめた、今回の補正でとりやめた関係でもう1点聞いちょきたいのは、いわゆる延長保育の関係で中保育園、いわゆるどういう条件がそろわなかったのかという点でも再度聞いちょきたいというふうに思います。というのが、要求は強いがなかなかできないという側面もあるんで、実際的にはどういう理由でという部分がまだ聞き取れてないので聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 御質問いただきました星野ワールドの関係わかりにくいということでございます。どれほどの建物が建つのかということも含めまして、実施設計を今から、先般契約いたしましたので今から中身を詰めていくとことでございますが、この星野ワールド云々については中の展示品をどのようにやっていくかということでございます。ただ、資料を、星野先生等が保有しております資料を展示するだけで記念館にするのかということだけでは集客というのは見込めないということから、魅力のある建物にしたいと、リピーターも来るようなというような建物にしたいということでありまして、中の展示品等についてどういった工夫を凝らして、どういう展示を調整していくかということについては、私ども行政の立場としては全くそういったものに不得手でございますので、アドバイザーも含めてということで、東京の方で5人の方がいろいろ提言をして、これを町として検討して受け入れようとかいう協議になろうかと思っております。

したがって、先ほど頭出しといった御説明をしましたがけれども、決して頭出しをして、これからどんどんふえていくんだよという意味での頭出しではございません。今回こういった形で計上させていただきたいという意味での頭出しでございますので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。したがって、実際に今お願いしておりますのは200万円でございますが、すべて使い切るという気持ちは全くございません。ですから、要るものに対してやっていくけれども、極端な話3月末で一たん締め切って精算をして、残額については返すというような対応をさせていただいたらと思っています。

したがって、今考えております200万円につきましては、先ほど申し上げましたように、旅費が大体6割方を占めております。行ったり来たりするための旅費でございます。それから、あとは会議費と著作権料等が発生すればそういった経費に充てていきたいということでございます。既に東京の方では、カラオケで有名な第一興商、ここと既に話し合いを始めているというところまではきております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 延長保育の件ですが、中保育園が中止をしたということですが、当初実施をしようということで計画をしていたわけですが、代替の保母を募集していたところ集まらなかったということ、それと保護者からの利用希望も少なくて利用が中止になったということとです。これからもし利用希望があればまた補正でも対応していきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 3回目、最後としますので聞いておきたいと思いますが、一つは、教育費について聞いておきたいというふうに思います。

御承知のように今年度当初予算でかなり剪定費が全額カットとか、実際的にはかなりの子供たちの予算部分がカット、例えばいろんな議論がある中で校務さんの3時間から、それじゃあできんのかなかちゅう議論の中で4時間が復活という議論がありました。そういう中で、今回賃金として組まれておるといふふうに見ております。実際的に今回補正部分で、いわゆる剪定部分としてどのくらいの補正がついたのか、また賃金部分として補正としてどんな部分がついたのか、教育委員会もしくは財政当局わかれば、きちっと報告願いたいというふうに思います。

また、各学校からいわゆる3月で、3月議会の予算で実際的に、まあ語弊が悪いがカットされた部分も含めて、今回実際的にきちっと予算がついたのかどうなのかも含めて、教育委員会の方から聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 御指摘の剪定費につきましては1万8,000円掛ける3回分をつけていただきました。以前にも御指摘がありましたように、校務員さんの3時間から4時間へということで、当初予算は3時間しかありませんでしたので、この際1時間の延長ということで補正予算を組みました。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 14ページに、元気子育て支援センターで140万円計上しておりますが、県が2分の1、町が2分の1で、この子育て支援センターというのはどのような事業を行うのか、お金はどのように使われるのか説明求めたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 元気子育て支援センターにつきましては、子育て家庭の支援活動の企画を行ったり調整を行うということ、それとそういう実施を行う担当職員を配置するというので、まあ子育て家庭の育成支援というふうなことだろうと思います。（発言する者あり）です。実際今大島地区、橘地区で子育て支援センターを設置をしております。それと、同じと考えていただけたらと思います。今回油宇保育園で実施をするということで、この実施に当たっては保育連盟、町の保育連盟の協議をいただきまして、ぜひ旧4町、4地区ですべてでやってほしいなという話しもありまして、現在2地区やってるということで、今回旧東和地区で実施をするということで、またあと久賀地区がまだですが、これからもまたいろいろやっていただけるところがあれば実施をしていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） それ、人件費ちゅうことですか、この140万円は、そうすると。今事業の内容は一つも触れなかったような。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） いえ、これは新規に設置するというので、普通の運営費、当初の運営費、まあ人件費分がほとんどだろうと思います。それと、新規分につきましては備品とかそういうものが買えるということで、その経費も今回含んでおります。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 人件費ちゅうたら新たな雇用が一人でも生まれるちゅうことですか、おる人数で回すということですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 職員は保母が対応するというので、実際この元気子育て支援センターにつきましては県立事業ということで、1週間に大体2日程度開園するというよ

うなことになります。一応保母の件費ということで、現在あります保母を利用することもできます。新たに採用するという方法もあるかと思います。それはまた保育園の方で考えていくことだろうと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと保育士というふうにもう名前変わってますんで、部長、違いますかね。

6ページの歳入のところになりますが、ちょっと 雑入のところですな、東部地方税整理組合の財産処分収入450万円というのがありますが、これは後の議案で、議案第42号でしたか、出てくる金額と同じということで考えていいんですか。ということであれば、まだその議案が議決されてないのにもう既にここに上がってくるというのはどういうふうにとらえたらいいのかという、と思うんですが。

それと、10ページの交通安全対策費、先ほどの説明では久賀駅に高速バス運行による整備をしたいということですが、具体的にどのように整備をされるのか、それとその高速バスの運行は具体的には、まあ先ほど説明では大島から広島に向けてということでしたけども、岩国を經由して広島にということでしたが、発着についてはどうなるのか、その辺もう少し具体的に御説明願えたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今後の議案審議と予算の関係での御質問、東部地方税整理組合の財産処分の歳入の件でございますけども、これにつきましては当初予算等でも条例改正等に伴う収入等の増につきましても、当初予算に組み込んで予算計上してというような御審議をお願いするというようなことも御理解いただいているところでございますし、こういったことでの今回、まあ議案の審議が、順序がどちらが先かという部分だろうと思っておりますけども、今回同時にこの議会に上程して御審議いただくということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 10ページの工事請負費、交通安全対策一般経費ですが、80万円の工事請負費でございますが、これは現在のふるさと館の横の駐車場、舗装もかなり傷んでおりますしラインが消えております。このラインの整備と、できれば車どめも一緒に設置したいというふうに考えております。高速バスにつきましては、この発着につきましては、始発久賀駅、ふるさと館を出発というふうに聞いております。何便ということにつきましては、現在防長バスの方で検討しておりますので、まだ正式な回答はいただけていない状況でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 最初の方ですが、御理解を願えたらということは、本来なら最初

に42号の方を先にやるべきというふうに考えておるわけですか。

それと、今の交通安全対策費ですが、これは久賀だけが1カ所、こちらの、どちら、西側、旧大島町側の方は発着はないのかどうか、1カ所だけなのかどうかということをもう1回お願いします。

まあ久賀が発着ということになれば、それより東の方は利用の場合は久賀までマイカーか何かで来なきゃならないわけでしょう、そうなるとやっぱり駐車場がもう少し要るんじゃないかなと。今現在あそこを、ふるさと館の横の町の駐車場はいわゆる月極めの利用が多いと、一般に利用できるのはそのふるさと館のお客様とか、そういうのであけておるといふ、実態はそうなんですけども、今後この運行されて、まあ運行されて利用するとなれば最低でも朝から晩まではそこに車を置くだらうというふうに考えられるわけですが、それで実際にその駐車場だけで賄うことができるのかどうか、賄えんのであればもう少し駐車場を整備していかないけんんじゃないかというふうに考えるわけですが、その辺の考え方はいかがですか。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後2時20分休憩

.....
午後2時21分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩、解除します。

岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 高速バスの件でございますが、発着につきましては、利用者の方の駐車場として現在ふるさと館の月極めがございますが、これのほかに無料の駐車場がございます。このうちの5台程度を確保したいなと思っております。これ以上の利用者の方につきましては、現在JAの前に県が購入している土地がございます。港湾の施設のところでございますが、ここを利用させていただくつもりでございます。

それから、久賀よりも東につきましては、この運行が順調に行けば延長して東和地区の方まで延ばす可能性はございます。これは将来的なことでございます。大島地区側につきましては、大島の瀬戸、ここの現在町営の駐車場がございますが、無料駐車場、これを利用したいというふう考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 先ほどからちょっと飯の山の方の工事請負費の方で何度か質疑されておるんですが、先ほどの御答弁の中では鉄骨の4階、屋根なし、側面パネルなしという、要するに災害に強いという立場でお聞きしております。観光費としてとらえまして、一つお聞きしたいのが、まず今できている所のものを解体してそのまま同じ所につくるのか、若干場所をず

らしてから建てかえるのかという部分であります。それをどうしてお聞きするかといいますと、今観光という立場からとりまして、飯の山は非常に風光明媚である中にもちょっとトイレ、公衆トイレの方がまだまだ不浄なままでちょっと目に余るものがあるっていう現状もあるんじゃないかなと。そういったところをきちっと整備を、こういったときに、この際にやっつくのもまた一つの手ではないかなと、そういうふうになんか感じましたので、御答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 飯の山展望台の改修でございますが、これは現在の鉄骨をそのまま利用するというのでございます。災害に強いということでございますが、これは経費をなるべくかけなくて、災害に強い、風圧に耐えられるような構造ということで考えております。

公衆トイレにつきましては、また調査させていただきまして、いろいろ検討したいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩をいたします。15分ほど休憩いたしますので。

午後2時24分休憩

.....
午後2時40分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

先ほどの答弁漏れがございますので、答弁をお願いします。吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 広田議員さんから質問がありました件の中で、選挙管理委員会費の中で、合併前、合併後ということで、合併前の県知事選挙、合併後の町会議員の一般選挙における事務従事者等の食費の支給状況でありますけれども、旧久賀町、旧大島町、旧東和町は、開票事務に従事する職員のみ支給されておりました。それから、旧橘町につきましては、投票事務及び開票事務における職員の対しまして食料費、弁当を支給しておりました。合併後につきましては、まあ首長会議にも一般選挙やりましたが、これにつきましては投票事務及び開票事務の際に弁当を支給しておりました。

それと、交通災害共済についての御質問でありますけれども、これにつきましては、久賀地区につきましては、住所、氏名、生年月日、掛金を印字した申込書を使用し、配布及び取りまとめを婦人会に依頼し、申込者1人当たり40円の徴収手数料を支払っております。それから、大島地区につきましては、行政区、氏名、掛金を印字した申込書を使用し、配布は行政連絡員に依頼してました。取りまとめは一部の自治会で自主的に行っておりましたが、徴収手数料は支払っていませんでした。それから、東和地区でございますが、これにつきましては、行政区、氏

名、生年月日、掛金を印字した申込書を使用し、配布及び取りまとめを自治会駐在員に依頼し、申込者1人当たり40円の徴収手数料を支払っておりました。それから、旧橋町地区でありますけれども、これは個人情報の保護のため白紙の申込書を使用しておりました。それから、安下庄地区の配布及び取りまとめは婦人会に依頼し、申込者1人当たり30円の徴収手数料を払っておりました。それから、平井地区の配布は区長に依頼し、取りまとめは行っておりませんでした。というような状況でありました。

議長（新山 玄雄君） 続いて、議案第2号から議案第10号までの特別会計については続けて補足説明をしてください。補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、議案第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、平成16年度決算に伴う精算及び負担金等の確定が主なものです。

それでは、9ページですが、本文で、第1条の歳入歳出予算の補正では、第1項で既定の歳入歳出予算の総額に5,032万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億9,905万9,000円とするものです。

第2項で第1表歳入歳出予算補正を掲げていますが、事項別明細書で説明いたします。

37ページをお願いいたします。37ページ。3款の国庫支出金、1目の療養給付費負担金では421万円を増額いたします。これは現年度分の老人保健医療費拠出金及び介護納付金の確定により158万9,000円の減額と過年度分の精算交付579万9,000円であります。

4款の療養給付費等交付金では、現年度分退職者医療交付金の老人保健分の確定により576万2,000円を減額いたします。

8款の繰入金では、財政安定化支援事業繰入金を5,101万9,000円減額いたします。

38ページをお願いいたします。9款の繰越金では、前年度繰越金の1億289万7,000円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。39ページの3款の老人保健拠出金では、老人保健医療費拠出金の確定により348万1,000円を減額いたします。

4款の介護納付金も確定により93万4,000円を減額いたします。

8款の諸支出金では、平成16年度の療養給付費償還金として1,924万8,000円を増額いたします。

次のページの40ページです。10款の予備費では、3,549万2,000円を増額し財源調整を行っております。

以上で、平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

次に、議案第3号、13ページになります。議案第3号平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、平成16年度決算に伴う精算を行うものです。

それでは、本文で第1条の歳入歳出予算の補正では、第1項で既定の歳入歳出予算の総額に6,747万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を51億519万6,000円とするものです。

第2項で、第1表歳入歳出予算補正を掲げていますが、事項別明細書で説明いたします。

43ページをお願いいたします。歳入です。1款の支払い基金交付金では、老人医療給付費に対する社会保険診療報酬支払い基金からの交付金で、医療費交付金の過年度不足分として850万円、審査支払い手数料交付金として2万8,000円を計上いたします。

2款の国庫支出金、3款の県支出金は省略をいたします。

次のページをお願いします。44ページ。4款の繰入金では7,000円を増額し財源調整を行います。

5款の繰越金では前年度繰越金5,894万6,000円を計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。45ページ。2款の諸支出金では前年度の国、県医療費負担金の超過交付返還金として6,747万9,000円を計上いたします。

以上で、平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

次に、17ページになります。議案第4号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、介護予防の重視と施設給付の見直しを柱とする介護保険法改正が平成17年6月22日可決成立をいたしました。平成12年度の制度施行から介護費用が年間10%の伸びを続ける中で、認定者の半数を占める要支援、要介護1の軽度者に新予防給付を導入すると同時に、要支援、要介護状態への移行を予防する地域支援事業を創設することで、介護費用の適正化を図り制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢化社会の構築が改正の最大の目的です。平成18年4月からの施行ですが、一部本年10月から実施されます。施設等の食費と居住費を保険給付の対象外とし、自己負担となるための保険給付費の減額と低所得者対策の特定入所者サービス費の創設による補正が主なものであります。

それでは、本文で、第1条の歳入歳出予算の補正では、第1項で、既定の歳入歳出予算の総額に2,298万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億9,551万4,000円とするものです。

第2項で、第1表歳入歳出予算補正を掲げていますが、事項別明細書で説明いたします。

49ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項の国庫負担金では810万9,000円を減額いたします。法改正による介護給付費の減額に伴う20%相当分の介護給付費負担金であります。

4款の支払い基金交付金も同様に法改正に伴う32%相当分の1,297万4,000円を減額いたします。

5款の県支出金も同様に506万8,000円を減額いたします。介護給付費の減額に伴う12.5%相当分の介護給付費負担金であります。

7款の繰入金も同様に法改正に伴う12.5%相当分の介護給付費繰入金506万8,000円の減額と、次のページ50ページをお願いします。介護給付費準備基金繰入金932万2,000円を減額いたします。

8款の繰越金では、前年度からの繰越金として6,352万3,000円を計上いたします。

次に、歳出について説明いたします。51ページ。1款の総務費、2項の徴収費では、過年度分の保険料還付として30万7,000円を増額いたします。

2款の保険給付費、1項のサービス諸費では1億452万4,000円を減額いたします。法改正により10月から食費及び居住費が保険対象外となるため、サービス給付費の減額として居宅介護サービス給付費で1,213万7,000円、施設介護サービス給付費で9,154万7,000円、居宅支援サービス給付費で84万円の減額であります。

52ページをお願いします。2項のその他諸費及び3項の高額サービス費は財源組み替えであります。

4項の特定入所者サービス費として6,398万3,000円を計上いたします。これは低所得者対策として、介護保険3施設入所者及び短期入所利用者のうち低所得者については、食費及び居住費について所得に応じた負担限度額を定め、減額相当分について補足給付を行うための利用です。

53ページの4款の基金積立金では、前年度決算に伴いまして介護給付費準備基金への積み立てとして3,892万2,000円を増額いたします。

6款の諸支出金では、前年度実績に伴う国等への返還金として2,429万4,000円を計上いたします。

以上で、平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 続いてをお願いします。村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、まず議案第5号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明を行います。

まず、21ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条にありますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,118万円を追加し、予算の総額を9億8,710万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書の順に御説明させていただきます。

では、明細書57ページをお願いいたします。まず歳入であります。57ページ、本ページにありますように一般会計からの繰入金818万円と諸収入といたしまして、山口県よりの補償費300万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、58ページのありますように、維持管理費といたしまして698万円の計上ですが、この内容につきましては、東和油宇地区の配管整備事業費といたしまして378万円と県道改良事業に伴う補償事業費といたしまして420万円の計上とその主なものでございます。

以上が、議案第5号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

続きまして、議案第6号平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明を行います。

では、25ページをお願いいたします。今回の補正は既定の歳入歳出予算にそれぞれ804万5,000円を追加いたし、予算の総額を5億1,271万1,000円とするものであります。

まず歳入であります。61ページをお開きください。国庫補助金の決定に伴います800万円の減額と一般会計から334万5,000円の繰り入れ、消費税還付金の確定申告による1,000万円の減額及び町債1,370万円を増額計上しての予算編成であります。

次に、歳出でございますが、63ページをお願いいたします。歳出の維持管理費につきましては、浄化センターの水道使用料と申告納税すべき消費税であります。公共下水道事業費の工事費につきましては、水道復旧工事費の確定分700万円と補償金550万円の工事費の組み替え計上でございます。

以上が、議案第6号平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

続きまして、議案第7号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明を行います。

31ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算に116万2,000円を追加し、予算の総額を15億4,705万8,000円とするものであります。

68ページをお願いいたします。歳出の維持管理費の修繕費につきましては、全リン・全窒素測定装置の点検修理費として60万7,000円、工事費につきましては排水管、公共升の事業

費といたしまして55万円を計上しております。その財源といたしまして、65ページにございますように、一般会計からの繰り入れ116万2,000円を予定しております。

以上が、議案第7号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

続きまして、議案第8号平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について補足説明を行います。

35ページをお願いいたします。このページにございますように、今回の補正は、既定の歳入歳出予算に45万2,000円を追加し、予算の総額を4,226万2,000円とするものであります。

次に、事項別明細、72ページをお願いいたします。歳出の維持管理費の委託料45万2,000円につきましては、水質検査の箇所数の増に伴うものでございます。その財源といたしまして、69ページにございますように一般会計からの繰り入れ45万2,000円を予定しているところでございます。

以上が、議案第5号から議案第8号についての補足説明をさせていただきました。何とぞ慎重御審議の上御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 続いて、村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) それでは議案第9号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について補足説明を行います。

補正予算議案書39ページをお開き願います。今回の補正は、第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、予算の総額を8,190万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書75ページをお開き願います。

まず歳入であります。3款県支出金につきましては、前島、情島、浮島の各航路にかかわる県補助金が確定をいたしましたので、それぞれを増減いたしまして、合わせて134万円の減額補正であります。

4款の繰入金につきましては、一般会計から159万2,000円の繰り出しを受けての財源調整であります。

76ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款事業費2項事業費におきまして、浮島航路運行経費の賃金を25万2,000円追加しておりますが、浮島航路の船員が病気休暇を取得したことに伴う臨時船長の賃金であります。

以上が、議案第9号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)の概要であります。

続きまして、議案第10号平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を行います。

補正予算の議案書43ページをお開き願います。今回お手元に差しかえをお配りしておる内容でございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、予算の総額を1,085万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成16年度繰越金のうち未計上分5万1,000円を追加いたしまして、歳出では5万1,000円を予備費に繰り入れるというものであります。

以上が、議案第10号平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

議案第2号から議案第10号まで特別会計の補正予算の御説明をさせていただきました。何とぞ慎重御審議の上御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回繰入金の増といわゆる一般会計からの繰り入れの減ということですが、实际的に一般会計からの繰り入れの減によるところの、いわゆる任意分を除く一般会計分は一体幾らになるのかということを押さえておきたいと思いますが、答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 任意分の国保会計の一般会計からの繰り出し、任意分は幾らかという御質問でございますが、任意分については計上しておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まあ、通常任意分は計上してませんと言われると困るんよ。というのが、今回の補正、減額、減額補正なんよ、今回。例えば一般会計からの繰り入れを減らして、そのかわり翌年度繰越金があるから一般会計からのいわゆる当初計画しておった一般会計からの繰り入れを減額、これが予算の中身なんよ。それで、今回の減額というのは、实际的には一般会計からの繰り入れというのは、私は常々言いよるように、例えば任意分の繰り入れといわゆるそれ以上の分の一般会計からの繰り入れという分で構成しちよるというふうに私は理解しちよるわけよ。そうすると、今回一般会計からのいわゆる繰り入れ分よね、これ減額だから、残りは一体どうなるのかということになるわけよ、そじゃけ残りの部分、一般会計からの繰り入れが最終的には幾らになって、实际的には任意分は幾らになるのか、わかる資料がありゃあきちつと答弁を求めたいということなんよ。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回の補正につきましては、財政安定化分の減額、一般会計への繰り入れについては減額でございますけど、それにつきましてはの財源につきましては、今回16年度からの繰越金を計上しての調整でございます。ですから、今回について任意分の調整というのはしておりませんけれども、それで任意分は幾らかということでございますが、これについては当初予算との関係ですけれども、任意分について、まあ要するにその他のその他という部分だろうと思いますけど、まあ旧大島でいったその他のその他という部分ですけど、これについては当初は計上はしておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まあ、実際的にこの金額がいわゆる一般会計への繰り入れと今回の繰越金で大体今年度のいわゆるそれぞれ確定という状況になると。既に8月、6月ですか、通知書が行っちゃよというふうに思いますが。今手元の方にどちらか、今年度のいわゆる資産割、所得割等の今の状況について、資料があれば報告を求めておきたいと。世帯割、均等割、それぞれ積み上げたものがあるというふうに思いますが、資料があれば報告を求めておきたいというふうに思いますが。

議長（新山 玄雄君） ちょっと税務課長、後で答弁させます。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっとじゃあ具体的にページ数で御質問させていただきます。

44ページですけども、ここのところ、まあ広田議員さんの質問とも関連するかと思いますが、一般会計からの繰入金7,000円、それから繰越金が5,800万円というふうにあるわけですが、いわゆる繰越金があるのになぜ一般会計から繰入金を入れなきゃいけないのかなと、普通余っちゃよるわけですから無理に入れんでもええんじゃないかっていうふうに思うわけですが、ちょっとその辺御説明願ったらと思います。

それから、57ページですが、諸収入、雑入で、先ほど説明では県からの補償費ということがありました。この補償費というのはいわゆる広域水道の水価の補償かなとは思いますが、これは（発言する者あり）そうじゃない。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 2号でやってます。

議員（6番 浜戸 信充君） そしたら、最初のところはいいんですね、あれも違うの。

議長（新山 玄雄君） 今議案第2号でございますから。質疑ではありません。

議員（6番 浜戸 信充君） わかりました。次……。

議長（新山 玄雄君） 税務課長来ましたかね。来てません。それじゃあ先に移ります。

議案第3号、質疑ありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 済みません、それじゃあ、申しわけございません。44ページは今の言ったとおりです。で、57ページ、もう1回言った方がいいですか。（発言する者あり）44ページだけ。

議長（新山 玄雄君） 議案第3号でございます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。 ちょっと、浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 大変申しわけありません。ページ数で44ページですが、一般会計からの繰入金の関係と繰越金との関係をちょっと御説明願ったと思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回の補正ですけれども、16年度からの繰越金が5,894万6,000円ありましたよということでございます。で、追加して5,894万7,000円ありましたよということでございますけど、それに対しまして、それ以外に今回歳入として支払い基金からの交付金が850万円とか上がっておりますけれども、歳出が6,747万9,000円必要ですよ。ですから、差し引きしてまだ7,000円財源不足しますから一般会計からもう7,000円繰り入れないといけませんよということでございます。

議長（新山 玄雄君） それでは、先ほど広田議員の御質疑に対する答弁をお願いします。 それじゃあ、広田議員さん、質問の趣旨をもう一度お願いします。

議員（16番 広田 清晴君） まあ質問趣旨っていうと長くなるんですが、実際的に今まで国民健康保険会計については、実際的にはいわゆる低所得者の保険体制の中から周防大島町として一定の繰り入れをしなければ国保会計は一定維持できないという中で、今最初に質問したのは実際的に今確定しちよと思うんですよ、実際的に資産割、所得割、均等割、平等割というのが、それは当然積み重ねの中で出ちよというふうに思います。本年度の資産割、所得割、均等割、平等割についてもう既に確定しちよと思うんで、報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。 それじゃあ、先に進みます。議案第4号です。介護保険、質疑ありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回介護保険のいわゆる補正については、実際的には先ほど馬野福祉部長は、いわゆる国の改正について言われたのが、いわゆる持続可能な制度という言われ方しました。これ評価が分かります。といいますのが、例えば部長も報告されたように、実際的にはホテルコストとしていわゆる食費代を保険対象から外すと、そしてそれを今までは保険対象だったのが、今度はいわゆる施設入居者対象ということになります。そうすると、当然国の医療費と同様利用者の負担が高くなると、これは至極当然な状況なんです。私たちは基本的には介護保険については、安定的に言うならばやっぱり当初のきちっとした国の負担分を持ちなさいとい

うことをずっと言ってきました、制度上。それで、今回実際的にはホテルコスト部分と含めて、補正にかかわって当然住民負担分もふえちよと思うんです。そのふえた部分について、どういう認識をしているのか聞いておきたいというふうに思います。今回補正に表われた、当然暫定的には基本的には低所得者対策としてありますが、暫定はすぐ切れるんです。実際的には負担増は避けられないと、住民負担増は避けられないという補正になっちよというふうに思うので、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 大変難しい質問であります。今回介護保険の3施設、それと短期入所者の利用者について、食費、居住費を自己負担とするということになっております。実際今回の補正でも上げておりますように、そのうち低所得者については所得に応じた限度額を定めて、減額相当分については保険の方で給付するというところでやっております。現在でも1割負担が高額になった場合には、高額サービス費の支給ということになっております。それと同じような考えだろうと思います。我々も法律によって動いているわけで、大変厳しい面があるかと思いますが、利用者の皆さんに御理解いただきながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 当然地方公務員は国の法律に従ってやるというのはわかっておりますが、実際的には持続可能な制度ということで、実質的に負担はかなり重くなってきたというのが客観的事実だということは言うちょきたいというふうに思います。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 次に、議案第5号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 5号があれですよ、簡易水道でいいですね、はい。57ページですが、雑入のとこの県の補償費300万円、これがありますが、これは確定なのかどうか、実際には17年度幾らになるのか、その辺がわかれば。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいま御質問の300万円につきましては、これは大島庁舎前の県道改良事業を行っております。に伴い水道管のやりかえ工事、それに対する県の補償費でございまして、300万円確定でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） じゃあ進みます。議案第6号、質疑はありませんか。 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 61ページですが、消費税還付金が予算どおり補正で、そのままが三角という形になっておる。これはどういうふうに理解をすればいいですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） この消費税につきましてはあくまで申告納税でございます。したがって、4月1日から9月30日まで、10月1日から3月31日まで2回に分けて申告納税するわけでございますが、前期分でもって申告納税して還付、過大と申しますか、あと今年度に入りまして9月末までの分ですが、当然国庫補助金とか各種歳入が入れば、当然消費税等も還付受けられなくなるわけでございますが、年間通しての、半期ずつ納入するところの確定に伴う還付が、ですから前、半期と申しますか、トータルして今回これだけの減額を申告納税しなきゃいけなくなったということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、当初で組まれた100万円というのはどういうふうにまたとらえたらいいですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 当然当初予算編成時点において、予測でもって編成したわけでございます。したがって、当然事業の推移とか各種使用料とか各種歳入の推移によっても異なっております。あくまでも当初予算時点では、ですから3月末も到来しておりませんし、ましてや4月1日から9月末を見込むことはできなかったということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、たまたま両方の金額があったということ。穴という考え方ではないわけですね、いわゆる穴的な考え方じゃなかった。（発言する者あり）そういうことじゃない、たまたま金額があったということですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。 いいですか。 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 次に進みます。議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

先ほどの質疑に対する答弁は後ほどさせます。以上で、議案第 1 号から議案第 1 0 号までの質疑は終結します。

なお、討論、採決は最終日といたします。

日程第 2 5 . 議案第 1 1 号

議長（新山 玄雄君） 続きます。日程第 2 5、議案第 1 1 号平成 1 6 年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第 1 1 号平成 1 6 年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分の補足説明を申し上げます。

お手元の議案つづりの 1 3 ページの平成 1 6 年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についてをお開きいただきたいと思います。

認定第 9 号で御認定賜ります周防大島町公営企業局事業決算の剰余金計算書の当年度未処分利益剰余金 3 億 5 , 7 8 9 万 7 , 5 6 9 円を処分するものであります。処分の方法としましては、地方公営企業法第 3 2 条第 1 項に基づく法定積立金を含め全額を減債積立金に積み立てるものでございます。

以上で、議案 1 1 号の平成 1 6 年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についての補足説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第 1 1 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第 2 6 . 議案第 1 2 号

日程第 2 7 . 議案第 1 3 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 6、議案第 1 2 号周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の一部改正についてから日程第 2 7、議案第 1 3 号周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の廃止についてまでの 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 12 号につきまして補足説明を申し上げます。

周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号によりまして、「市町村長は農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区が推薦した理事または組合員各 1 人を選任しなければならない」と規定されておりまして、選任される委員が最大で 3 名となりますことから、周防大島町農業委員会の農地部会を構成する委員の定数のうち農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号の委員が互選した者の定数を変更しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上御議決を賜りますようお願いをいたします。

次に、引き続き議案第 13 号でございますが、周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の廃止につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、平成 17 年 7 月 10 日執行の周防大島町農業委員会委員一般選挙より委員定数が 47 名から 30 名に減少いたしました。そこで、農地部会 1 の定数 15 人と農地部会 2 の定数 15 人を構成すると、農政部会を構成することが不可能ということになりましたので、本条例を廃止するものでございます。また、従来の農政部会業務は周防大島町農業委員会総会がこれを担うため、業務の遂行には影響は少ないものと考えております。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上御議決を賜りますようお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括質疑といたします。議案第 12 号、13 号について質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6 番 浜戸 信充君） ということは、選挙定数 30 名、それから議会推薦 4 名、さらに 3 名というふうに理解していいわけですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） ただいまの御質問なんですが、新で農地部会の 1 が選挙が 15 人、JA が 1、共済が 1、議員が 2、計 19 名、それと農地部会の 2 が、選挙が 15、議会が 2、計 17 で、合計で 36 名となっております。そういうことで、農業委員の選挙によりまして農政部会が設置できないということで廃止をするものでございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと今補足説明申し上げますが、今の御質問は定数 30 よりほかの委員が何名かという御質問だったと思うんですが、農業委員会等に関する法律の第 12 条の第 1 号でございますが、農林水産省令で定める農業協同組合、また農業共済組合及び土地改良区が

それぞれ推薦した理事、または組合各1名ということで、要するに法律の第12条第1号につきましては定数は3名ほど枠があるということでございます。ただ、今回の周防大島町の農業委員会に推薦いただいたのは農業協同組合と農業共済組合ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） この今の改正案では3名以内としとるけども実際には2名しかなかったと、2名ということですね、じゃあそれで36と。あくまでさっき僕が言いましたように、選挙定数は30、それから議会推薦が4名、で2人というように理解していいわけですね。ということは、36名で、定数よりも6名も多いわけですよ、それだけ36人になるわけでしょう、要は、農業委員、数は、要は。そういうことでしょう、総勢36人になるわけでしょう。それだけ、もう議会がもう4人も推薦しとるわけですからね、さらに2人必要かなと。（発言する者あり）いや、僕は逆じゃないか、まあ本当は議会の推薦が、まあいろいろあったんじやけども、それだけやっぱり、農業委員さんが36名も必要かなと思うわけですけど。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと済みません、これは農業委員会等に関する法律の中の今条文を読んでおるんですが、法律の第12条に、今先ほど申し上げました農業協同組合、農業共済組合、または土地改良区から1名ずつという推薦が受けられるということになっておるわけです。だから、最大3名ほど受けられますと。それで、また第2号では、議会が推薦した学識経験を有する者が4名ほど最大推薦を受けてなれますよちゅうことですから、もうこれは町の条例で30名の定数が決まっております、法律で3名と4名が、4名以内ですが、決まっておりますので、最大は町の条例と法律を含めると37名ということになりますので、もしこれが36名今ありますが、これがもう多いんじゃないかという議論をするのであれば、町の定数の30名をどうかするというふうなことではないと、今の36名が多いという議論はちょっとここでは難しいと思っております。

議員（6番 浜戸 信充君） わかりました、じゃあ（テープ中断）4回。

議長（新山 玄雄君） 4回目でございますので。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第12号周防大島町農業委員会の

農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第13号周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほどの答弁させます。橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 大変失礼しました。それでは、国民健康保険税の件でございますけれども、国民健康保険税の賦課につきましては6億8,486万8,300円の課税となっております。通常医療分、介護分でございますが、これは4方式の所得割につきましては約3億8,000円で53%、資産割につきましては5,650万円で8%、均等割につきましては1,750万円、25%、平等割につきましては1,080万円ということで14%でございます。これの応能、応益割合でございますが、これは軽減前ということでございます。応能が47.2%、応益が52.8%ということでございますので、7割、5割、2割の軽減を本町では実施いたしております。その総額は1億3,000万円の軽減ということでございます。

以上でございます。

日程第28 議案第14号

議長（新山 玄雄君） 次に移ります。日程第28、議案第14号周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定についてを上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第14号周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定につきまして補足的な説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者制度を創設する地方自治法の一部を改正する法律は、平成15年9月2日から施行されております。この指定管理者制度は従来の管理委託制度にかわりまして、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウ

ハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的とするものでございます。公の施設の管理に指定管理者制度の導入をするために、指定管理者の指定の手続き等を定める条例を法制度に沿って制定しようとするものでございます。

第1条は、本条例の趣旨を明記いたしております。

第2条では、指定管理者の募集は公募とすることといたしております。また、法人その他の団体という指定に係る要件がありますので、個人を指定管理者として指定することはできませんが、一定の団体であれあ法人格は必ずしも必要ではないというふうになっております。

第3条は、申請の際に必要な書類等を定めております。第5号の申請資格は、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、あるいは税を滞納していない者等を規則で定めております。

第4条は、選定基準を定めていますが、その公の施設の適正かつ効率的な管理を可能とするものでなければならないことは当然のこととございます。

第5条では、公募を行ったが申請者がいないとき、あるいは基準に達する申請者がいない場合に、当該施設の設置の目的を効果的に達成することができるものとして、町長が認める法人等を指定管理者の候補者として選定することができることといたしております。

第6条は、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、公募によらず本町が出資している法人または公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができることといたしております。

第7条及び第8条は、選考結果を通知すること、さらに指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を得なければならないと改正自治法で定められておりますので、議決があったときはこの候補者を指定管理者に指定し、その旨を告示するということといたしております。また、議決すべき事項は、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、2、指定管理者となる団体の名称、3、指定の期間とされております。

第9条では、管理の基準や業務の範囲、委託料の額、委託料の支払い方法と管理業務の実施に当たっての詳細な事項につきまして協定を締結することといたしております。

第10条では、指定管理者に毎年度終了後に事業報告書の提出を義務づけるとともに、必要に応じて報告を求め、実施調査または必要な指示をすることができることといたしております。

第11条では、第10条の指示に従わない場合や指定管理者の責めに期すべく事由により、管理を継続することができないときは指定を取り消すことができ、その旨を告示することといたしております。

第12条及び第13条では、指定管理の期間が満了したときには、指定管理施設の設備等を速やかに現状に服さなければならない、あるいは施設等を損傷し、または滅失したときの町への賠

償責任を明記いたしております。

第14条では、個人情報の適切な取り扱いについて定めております。

なお、公布の日から施行するものでございまして、以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 指定管理者制度についてであります。いろんな先進地でもいろんな議論があります。それで、若干今の条例設定について質疑をしちよきたいというふうに思いますが、一つは、いわゆる周防大島町の場合はほとんどが自主的な独立採算が不可能な施設というのが一つの大きな特徴であります。そういう中で、例えば指定管理者制度で導入ということになれば、実際的な条例上利用許可や料金設定、これは指定管理者の自由になるちゅう可能性があるんじゃないかという点でどうとらえちよるのか、これが1点です。

それと、いわゆるチェックの関係です。例えば、今までだったら条例に基づき実際的に議会がチェックできます。しかし、今度指定管理者制度の導入ということになれば、いわゆる例えば情報交換の対象になるのかどうなのかも含めて、議会のチェックそのものが難しくなるんじゃないかというところが1点です。

それと、自治体の公共施設、これは先ほど言うたことと相矛盾するかもわかりませんが、実態的には特定企業の営利目的の道具になる可能性がありゃせんかという点が1点。

それと、今でもそうですが、やっぱり指定期間が過ぎると、いわゆる雇用不安がその都度対象となるんじゃないかという点、それらについて条例上はどうこたえるのかという点について質疑をしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 使用料等がその指定管理者の方で独自に設定できるのではないかとこのことではございますが、条例で定められた範囲の中で料金を自由に、まあ自由にといいますか、設定できるということにはなっております。しかしながら、町長とそれは協議するということにもなっております。それで、上限は当然その条例で定めてあるということではございます。

そこで、例えば一つの例ではございますが、現在町で直営でやっておる例えば施設でありましたならば、条例から逸脱することは当然できないわけではございますが、例えば何かのイベントをやるときには、その日に限り、例えばその使用料を少し20%減免してやるとかというようなことがある程度自由裁量に任されるということではないかと思っております。ただ、町長との協議は必要になってまいります。

それと、議会のチェック機能が少なくなるのではないかとこのことではございますが、指定管理

者には毎年度事業報告書の提出が義務づけられておりますし、当然業務の実施状況とか利用状況、または料金の収入の実績等は当然報告を受けるわけでございますので、その中で町といたしましても当然そのチェックをしながらやっていくべきだと思っております。

それで、一つの根本的なことから申しますと、当然公の施設を利用して、これは民間等に開放することによって、なおかつ開放することによってより活性化し、なおかつその経費を節減できるというふうなことでございますので、余り大きなしぼりかけると、結果的には今やっておる直営と余り変わらないと。または、公共的団体の今の委託と変わらないということになるわけでございますから、当然その今よりは議会等のそのチェック機能が後退するのではないかと言われれば、そこは否めないところがあるんじゃないかと思っております。

それともう1点、個人情報の保護についても、そのチェックがききにくくなるのじゃないかということでございますが、現在のお示しいたしております案の最後のあたりに出ておると思いますが、当然その個人情報の保護につきましては、適切なその取り扱いをするという情報も入っておりますので、そのことにつきましては、今現在その直営または公共的団体が管理しております分野と、特に情報が漏洩するということにつきましては、チェックがかかるというふうになっておると思えます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 1点だけ質問します。

期間はどれぐらいの間契約期間というふうに現在お考えでしょうか。全体といたしますが、一括で例えば何年、あるいは個々の施設ごとに検討して、ここは何年、ここは何年というふうにしようというようなお考えなのか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） この指定管理者の指定の期間でございますが、3年から5年というふうにご考えておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それでは2つほど聞きますが、施設はどの程度といたしますか、どの辺までを想定されておるのかということと、経費節減になってもらわなきゃ困るわけですが、どの程度経費節減になるというふうにお考えかどうか、その2点をお聞きます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 次の議案第15号から40号あたりまでに、指定管理者制度を導入して指定管理をする、しようができるというふうな施設と、その15号から40号の中には、この施設につきましては、従来どおり直営でやるべきだというふうな部分を出しまして、今回条例の一部改正または全部改正をお願いいたしておりますので、次の15号から40号の中でお示しした

いと思っております。

どのくらいその経費が節減できるようになるのかということですが、初めての制度でございまして、私たちもまだこの制度は平成18年の9月からということになっておりますが、当然まだ全国的にも、今ちょうど皆さんが各自治体で指定管理者制度を導入し始めておるところでございます。

それで、指定管理者制度をこの法律条例を活用して、指定管理者を導入しようとする場合、単にその指定管理者を候補者とし、議会議決をとり協定を結ぶということではなくて、当然公募をするということになります。公募をするということになれば、当然その指定管理料をまず示して、それで公募をかけるということになりますし、まずそんならその指定管理料をどうやって算定するかということも、当然出てまいります。

それで、先ほどの補正予算にも出てまいりましたが、まずながうらの関係の施設を指定管理しようとした場合に、例えばあの施設の今現在委託管理をお願いしておりますが、委託管理料が今度公募をかけるときに、どういうふうな形で公募するのかというのが、全く今までとは違ってくるわけでございますから、それをまずコンサルをお願いして、詳細なその指定管理料を算定しなければ、要するに公募できないと思います。公募した中で、管理料だけではありませんが、例えば管理料は当然安い方がいいのに決まっているわけですから、それとか、またはそのいろいろな提案を受けながら、管理者の方からこういうふうにやった方が、その効率的な管理ができますよという提案もできるという制度になっておりますから、そこらを見ながらでないと、なかなか私たちが今幾ら効率が出るというふうなことは、申し上げにくいんですが、全体的には当然その効率化を目指していくということが大原則であろうと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第14号討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 後の条例改正が、いわゆる一部もしくは全部ということで、指定管理者にかかわりますので、あえてこの場で討論しておきたいというふうに思います。反対の立場から討論とします。

一つは、ずっと議論を聞いておりますと、指定管理者制度をどうとらえるかということがまず1点あります。例えば、今まで議論で指定管理者制度をいわゆる導入すれば、いわゆる経費の節減につながるという議論があります。しかし、その裏腹として経費の節減をいわゆる求めた契約になれば、これは法律違反の部分が出てくるという側面があります。

といいますのは、一つは本来住民サービスを向上させるという範疇でのいわゆる指定管理者制度

でなければいけないという点が1つです。それと、将来の専門性やサービスの質、継続性、安定性、この面からも危惧があるという点が1点。

それと、もう一つは施設の管理運営、これがブラックボックスになりませんかという面、そして椎木助役の方は、個人情報保護条例が守られるという言い方をされますが、実は危険性がかなりあるという面。

そしてまた、先ほど私が質疑をしましたが、いわゆる民間任せにすれば、結局はチェックが、第三、いわゆる第3段階チェックといいますか、関節チェックという格好にならざるを得ないという弱点が、この中にあります。

また、先ほどから出てるように、機関によってはその都度経営不振が起こるという可能性があります。

それと、利用料金の設定、いわゆる利用許可や料金設定も、指定管理者の範疇に入るという弱点がある。前だったら議会で決めて、それを条例化してやっていくという側面ですが、実際的にはあると。

それとまた、これが今回は出されている条例は、それぞれ観光施設及び社会福祉施設ですが、実際的には全国的にはかなりいろんな範疇に広がって、結局はいろんな公務員の職場がそのものがなくなっていく可能性がある、そういうところがあるということ、あえて言うちょかないといけな、わかりにくいだらうというふうに思いますので、そういう立場からきちっと反対しておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第14号周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。14分間、4時5分まで休憩いたします。

午後3時51分休憩

.....

午後4時05分再開

議長（新山 玄雄君） 時間が来ておりますので、着席をお願いいたします。

5時の予定でございますけれども、きょう、きょう中に済ませたいと思いますので、よろしく御協力を。もし5時に終わりませんでしたら、延長いたしますから、あらかじめ。（発言する者あり）ええ、余り大した時間ではないと思いますから、皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

それでは再開をいたします。

日程第29．議案第15号

日程第30．議案第16号

日程第31．議案第17号

日程第32．議案第18号

日程第33．議案第19号

日程第34．議案第20号

日程第35．議案第21号

日程第36．議案第22号

日程第37．議案第23号

日程第38．議案第24号

日程第39．議案第25号

日程第40．議案第26号

日程第41．議案第27号

日程第42．議案第28号

日程第43．議案第29号

日程第44．議案第30号

日程第45．議案第31号

日程第46．議案第32号

日程第47．議案第33号

日程第48．議案第34号

日程第49．議案第35号

日程第50．議案第36号

日程第51．議案第37号

日程第52．議案第38号

日程第 5 3 . 議案第 3 9 号

日程第 5 4 . 議案第 4 0 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 9、議案第 1 5 号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第 5 4、議案第 4 0 号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の全部改正についてまでの 2 6 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第 1 5 号から議案第 4 0 号までの補足説明を申し上げます。

議案第 1 5 号から議案第 4 0 号までの議案につきましては、先ほど議案第 1 4 号周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定につきまして御説明申し上げましたように、指定管理者制度の導入が見込まれます 5 6 の施設及び直営を予定いたしております 2 6 の施設につきまして、条例の全部または一部を改正しようとするものでございます。

まず、議案第 1 5 号でございますが、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、周防大島町ながうらスポーツ海浜スクエア及び周防大島町グリーンステイながうらは、現在それぞれ第三セクターであります瀬戸内海リゾート株式会社へ管理委託いたしておりますが、このたび指定管理者制度の導入が見込まれるということに当たりまして、それぞれの施設単体で公募するよりは、ながうらスポーツ海浜スクエア及び周防大島町グリーンステイながうらの両施設をリンクさせ、ながうら施設全体として公募した方が収益面での向上、また類似施設の管理が容易になる等の考え方から、周防大島町ながうらスポーツ海浜スクエア条例、周防大島町グリーンステイながうら条例をそれぞれ廃止いたしまして、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の施設及び管理に関する条例に一本化して、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第 1 6 号でございますが、議案第 1 6 号は、周防大島町コミュニティ施設設置条例の一部改正でございます。

指定管理委託の条項を削除いたしまして、指定管理関係の条項を加えるという一部改正でございます。

次、議案第 1 7 号周防大島町前島公民館設置条例等の一部改正についてでございますが、これは前島公民館の設置条例、次に周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例、周防大島町竜崎陶芸の館の設置及び管理に関する条例、周防大島町斎場条例、周防大島町農林水産物集出荷施設条例、周防大島町共同作業所施設設置条例、周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例、周防大島町水産物付加価値工場施設の設置及び管理に関する条例、周防大島町ふるさと館条例、周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例、周防大島町自然休養村管

理センター設置条例及び周防大島町農村公園設置条例の一部を改正するという条例をすべてでございますが、これらのすべての条例で管理されております施設につきましては、今後とも直営で運営をするという予定でございますので、今まで各条例の条項の中にありました管理委託に関する条項を削除するという一部改正でございます。

42ページから各条例の新旧対照表が添付されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、議案第18号から21号までの一括を説明いたします。

18号につきましては、周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正、次に63ページの議案第19号周防大島町歴史民俗資料館条例、次、71ページの議案第20号周防大島町町衆文化伝承の館条例、次、75ページの議案第21号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正までの4議案につきましては、指定管理者制度の条項を加えるという改正でございます。また、各条例の中から、今現在行っております管理委託の条例、条文を削除し、新たに指定管理者制度に係る条項を加えるという一部改正でございます。

これらもすべて各議案の後ろに新旧対照表が出ておりますので、御参考にさせていただきたいと思います。

次に、79ページの議案第22号でございますが、日本ハワイ移民資料館条例の一部改正についてでございますが、これも指定管理者制度に係る条例、条項を加え、なおかつ委託管理の条項を削除するというものでございますが、ここでは新たに第4条の2といたしまして、開館時間または休館日等の条項を新たに加えるという一部改正でございます。

次、83ページでございますが、議案第23号周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例、次、87ページの議案第24号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例、次、91ページの議案第25号周防大島町在宅介護支援センター設置条例、次、93ページ、議案第26号周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例、次、95ページ、議案第27号周防大島町立老人憩の家条例、次、97ページ、議案第28号周防大島町園芸サロン設置条例、次、99ページの議案第29号周防大島町立農事集会所条例の一部改正までの7議案につきましては、管理委託関係の条項を削除し、新たに指定管理関係の条項を加えるという形の改正でございますので、一括して御説明をさせていただきます。

次、103ページでございますが、議案第30号周防大島町東和農林水産物直売所設置条例の、これは全部改正でございます。

まず一つは、全部改正の理由でございますが、指定管理者の導入が見込まれるということから、指定管理者関係の条項を加えるということでございますし、また休館日または利用の取り消し、または今まで利用料とされておったものが、今回から使用料になるというふうなこととか、一部

改正ではなかなか条文の整理がつかないということでございまして、条文全体の見直しを行うため、全部改正をするということにいたしました。

それで、先ほどこの午後の開会前にお配りしたと思いますが、旧の条例を皆さんの机の上に配布いたしておりますので、それとこの新しい全部改正の条例等を見ていただきますと、新旧対照表ということになりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、109ページの議案第31号でございまして、周防大島町橋農水産物直売所条例の一部改正でございまして、この条例につきましては、指定管理者制度に関する条項を加えるのと、管理委託の条項を削除するだけの改正でございまして、それでございますから、一部改正でございます。

次に、113ページの議案第32号でございまして、周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の、これは全部改正でございまして、先ほどのと同じように、指定管理者制度の關係の条項を加えることと、管理委託の条項を削除する。それに加えまして、休館日等の規定がなかったこと、または許可をしたものを取り消すというふうな条項がなかったこと、または損害賠償や利用料となっておったものを使用料に改正するというふうなことでございまして、ここにつきましては、第8条の使用料のところに出ておりますが、別表にありますような、別表にその使用料の一覧表が出ておりますが、ここにつきましては改正はいたしておりません。

ということでございまして、部分的な一部改正では整理がつかないということで、条文全体の見直しを行いまして全部改正を行うということでございまして、お配りしてあります旧の条例との比較を新旧対照表として見ていただきたいと思います。

次に、議案第33号、117ページでございまして、周防大島町やしる郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の全部改正でございまして、これも全部改正でございまして、同じように管理委託から指定管理者制度への改正が主なものでございまして、同じように休館日とか業務とか開館時間等の条項を新たに加えるということ、またそういうものがありますので、条文の整理を全体的に見直すということで、全部改正ということにいたしております。

それで、第9条の施設の使用料でございまして、別表1、別表2にその額が出ておりますが、ここではその使用料の改正は行っておりません。

次に、121ページ、議案第34号でございまして、竜崎温泉潮風の湯の設置及び管理条例の一部改正についてでございます。これは、当面直営で運営をするという予定でございまして、今現在も直営でございまして、直営で運営するという予定でございまして、自治法の改正によりまして管理委託できるという条項の削除をするということでございまして、第4条第2項を削るという改正で、一部改正でございます。

また、ここでは使用料の改正を別表1で行っております。使用料の改正につきましては、後ほ

ど御説明をさせていただきます。

次に、125ページの議案第35号でございます。周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の、これも全部改正でございます。同じように管理委託から指定管理者への改正が主なものでございますが、やはり休館日とまたは許可の取り消しとか損害賠償、利用料となっておったものを使用料にするというふうな改正がありますので、条文全体を見直すため、全部改正とさせていただきます。ここでも利用料等の改正が若干ございます。これは、別添の後ほどまた温泉とかふろとかの関係で御説明をさせていただきます。

議案第36号でございます。129ページですが、周防大島町青少年旅行村設置条例の全部改正でございます。同じように指定管理者制度と管理委託の関係の一部条例改正が主なものでございますが、第4条での事業とか、または利用料を使用料に改正する方法、または使用料金の一部を見直しを行っておりますので、第9条関係の新旧対照表をごらんいただきたいと思います、新旧対照表の前の旧の方につきましては、お配りしてあります旧の条例と全体を比較いただきたいと思います。

次に、133ページですが、議案第37号周防大島町陸奥野営場設置条例の全部改正についてでございますが、これも指定管理者制度と管理委託制度との関係の改正が主なものでございます。ここでも、第9条で利用料から使用料にその改正いたしておりますが、ここではその第9条の別表にその使用料が定めてありますが、旧の利用料と改正は行っておりません。

次、137ページの議案第38号でございますが、周防大島町立陸奥記念館設置条例の全部改正でございます。これにつきましては、同じように指定管理者と管理委託制度の改正が主なものでございますが、同じように開館時間とか利用の許可、または許可の取り消しまたは損害賠償、またはもと観覧料となっておりましたものを、使用料と改める改正でございます。第8条の使用料のこの別表にありますが、別表に使用料全体の一覧表が出てありますが、ここにつきましては使用料の改正は行っておりません。

次に、141ページで議案第39号でございますが、周防大島町なぎさ水族館設置条例の全部改正についてでございますが、同じように指定管理者と管理委託制度との関係での改正が主なものでございますが、許可の取り消し、休館日、利用の許可または損害賠償等を名称を改正いたしておりますのと、今まで旧条例では入館料となっておりましたものを、使用料と改めるものでございまして、使用料の別表でございますが、第8条の別表につきましては、入館料の当時と使用料についての改正、中身の金額の改正は行っておりません。

次、最後でございますが、議案第40号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の全部改正についてでございますが、これも指定管理者制度の導入に関するものでございます。同じように、第8条で利用料を使用料に改正をいたしております、別表にありますもとの利用料と今度の使

用料につきましては、金額には変更は出ておりませんので、御説明いたします。

それで、一番初めに第15条の条例制定で行いましたながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の中の風呂の部分ですね。それと、竜崎温泉の温泉使用料の分、また片添ヶ浜の遊湯ランドの使用料につきましては、別紙でこの参考資料がお配りしてあると思いますが、これの中に3つの湯の使用料等の改正が出ておりますので、これを参考にさせていただきたいと思っております。

以上で15号から40号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 続いて、議員各位のお手元に議案に係る参考資料として、3湯施設の利用に関する比較表が記載されております。これの説明を担当部長より説明を受け、質疑に入りたいと思っております。岡村部長の説明を求めます。岡村部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 議案第15号、34号及び35号の説明をさせていただきます。

議会での質疑及び一般質問において、多くの議員さんから町内の入浴施設の料金格差を統一価格にできないかという旨の御提案、御質問をいただいているところでございます。入浴施設の料金は、基本的には各施設は各町での思い、施設規模、考え方、特徴等がありますので、格差があってもいいのではないかという考え方ではありますが、統一できるものは統一していこうという思いから、今回指定管理者制度導入にあわせて、料金及び取り扱い等の改正を行っております。

それでは、参考資料の3湯施設改正案で説明いたします。

表の縦の欄は、左から竜崎温泉、潮風の湯、真ん中の欄が潮風呂保養館、右側が片添ヶ浜温泉遊湯ランドの3施設に分けております。

横の欄は上段が大人、下段が子供、その他に分けております。グリーンの部分は6月に改正したものです。赤が今回改正するものでございます。

初めに、真ん中の欄の潮風呂保養館でございますが、これはほとんど現行のままでございます。資料がこちらになります。下の赤い字ですが、バスタオル貸し料100円とございます。これは、サウナ利用者バスタオル貸し料100円を、バスタオル貸し料100円に改正するものです。

現行では、サウナ利用所はバスタオル貸し料として別に100円を徴収するとなっておりますが、実態は入浴のみか、サウナも利用するのか把握できない状況でした。さきの議会でも議員さんから御指摘をいただいたところでございますが、今回バスタオルの利用は一人1回の利用につき、貸出料として別に100円を徴収するということに改正し、実態に則したのものとするものでございます。

次に、右の欄の片添ヶ浜湯温泉遊湯ランドでございますが、会員券の1年間3万5,000円、会員券の半年間2万円、これを新規に追加するものでございます。これは潮風呂保養館と統一す

るものでございます。

下の欄にバスタオル貸し料100円とございますが、これは潮風呂保養館で説明したとおりでございます。その下に(タオル売り切り)とございますが、これは条例外ではございますが、使用料金の中には専用のタオル料金を含んでいましたが、必要な方には100円で売り切りますよというものでございます。

左の欄の竜崎温泉潮風の湯でございますが、中学生以上は700円で、現行のままです。入浴回数券10回分5,000円も現行のままでございます。これは、通常料金の71%となっております。他の施設では91%となっております。これを他施設並みにいたしますと、91%としますと、例えば11枚券で7,000円とした場合には91%となります。その場合、1枚当たりが637円となります。現行は500円です。これは、急に料金を上げるのには問題がありますので、今回は現行のままにして、将来的には率を他の施設並みにあわせていきたいと考えております。段階的に調整をするという考え方でございます。

次に、入浴回数券の50回分と100回分、これは廃止をいたします。その理由でございますが、券の売買をしているという指摘を受けておるところです。当初の趣旨から逸脱しているということで、廃止をいたします。券の売買、これは法的には問題はないわけなんです、当初の趣旨からはちょっと逸脱をしているというふうに考えております。

参考までに、入浴料による入浴者の割合でございますが、64%となっております。回数券による入浴者の割合が36%でございます。ちなみに、回数券による入浴者数で500円券を利用されている方が、これは16年度でございますが、9,900人、400円券が1,400人、350円券が2万3,300人ございました。

その下の年間入浴券6万円でございますが、これは会員券1年間で5万円とするものです。その下の定期入浴券の4カ月用、これは半年間に会員券の半年間として2万8,000円にするものです。これは、他施設の率にあわせてそれぞれ0.19、0.22としております。これは、350円券の廃止ということを考えて料金を引き下げたものでございます。

その下の町内の65歳以上回数券11枚券は、新規に追加いたします。これは他施設にあわせましたものでございます。

子供のところでございますが、同様に入浴回数券の50回分と100回分は廃止をいたします。

その下の、使用料金の中には専用のタオル料金を含むものとするということで、廃止し売り切りとございます。これは、片添ヶ浜温泉遊湯ランドで少し説明いたしましたが、これは条例外でございます。使用料の中には専用のタオル料金を含んでいましたが、必要な方には100円で売り切るというものでございます。

その理由でございますが、現行では不足分のタオルの購入費、これが年間で100万円かかっ

ておりました。それとクリーニング料が300万円、計年間で400万円の経費がかかっておりましたが、これを解消するというものでございます。

一番下の10人以上の団体ということで、これは竜崎温泉潮風の湯は、現行のままでございますが、他施設にはこの取り扱いはございません。ただ、これができない理由なんです、浴槽面積が狭いということで、対応ができないということで、ここは竜崎温泉潮風の湯のみの対応となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） それでは質疑に入ります。26議案を一括質疑といたします。質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 今の竜崎温泉ですよね。町民としたら安くなるんじゃないかと期待しちゃったんじゃないかと思いますが、逆に350円が500円になったような状態で、町には町の事情があるんじゃないかと思うんですがね、今後順調にいったらこの下げる予定はないのか。

それともう1点、一般質問になるかもわからないのですが、今の食堂ですよね。あれを入場券を買わなくても昼飯とか晩飯だけでも食べに行けるようにならんもんじゃろうかと、一般の住民が私に聞くんですが、今後そういうことも考える予定はあるのかなのか、お願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 入浴回数券の10回分の料金の引き下げですが、先ほど申しましたように、他施設の率にいたしますと反対に上がるようになります。ただ、指定管理者制度導入を踏まえてみますと、指定管理者は協議書を提出することになっていますが、条例で定めている以下の金額、これは指定管理者が設定できるようになっておりますので、その辺で料金が下がるということは将来的には可能性があると思っております。

それと、食事だけということですが、これにつきましては現在契約を結んで、千鳥と契約を結んでおりますが、法的には問題は、食事だけでも問題はないんじゃないかと思っておりますが、現在は食事だけということは、現時点では考えていないところでございます。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） これもう1回確認ですが、これは食堂の方も将来的には食事だけということもできる可能性は、確認です。あるんですね。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 近い将来にはないと思います。（笑声）ただ、指定管理者制度になりますと、現在ではその厨房の部分とほかの施設の部分、これをどういうふうに指定管理するかということになりますが、一括ということになりますと、またその辺は検討ができると思いますが、現時点での指定管理者制度の導入前では、ないというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 助役の方から先ほど一括してずっと補足説明がありましたが、非常にわかりにくいので、念押しだけ。

というのが、椎木助役の方は、いわゆる指定管理者制度に導入できる部分の条例改正と、それで今当面考えてないという言い方で説明されたと思うんですが、ちょっと私が聞き間違いがあったらいけないので、ちょっと確認しときたいんですが、一応今独立した考え方としては、16号、17号が基本的には指定管理者制度とは全く関係なく変更という考え方ということなのか、さっき既に竜崎温泉についても、今回はいわゆる直営が好ましいだろうという補足説明じゃったと思うんですが、実際的には既にもういわゆる指定管理者制度の導入対象という格好で、部長の方は答弁された。違う。私の方勘違いなら最初の方をとっちょきたいと思うんですが、その点だけちょっと聞いちょきたいと思います。いわゆる完全なる直営と。それと部分は。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと誤解があったようでございますが、16号につきましては、35ページでございますが、指定管理者の条項を加えておりますので、当然そのそういうの見込めるという施設だと思っております。

それで、17条にありますそこに羅列してありますが、前島公民館のところから41ページまでの農村公園、これは直営でいくと見込んでおるところでございます。

さらに、121ページの竜崎温泉につきましては、今現在条例の中にありますのは、管理委託ができるという条項でございますので、その部分を削除するというところでございますから、直営しか今の条例の中ではできないということになっておるわけでございまして、先ほど部長が答弁申し上げましたのは、将来にわたってずっとこれでいくかといいますと、将来的にはその指定管理者制度に移行すべきだというふうには思っておりますので、ただ今現在そのレストラン部分につきましては、平成19年の5月あたりまで今の契約があるわけですね。だから、その間に指定管理者制度に移行するということは、今の契約の解除の問題等がありますので、すぐにはできないということで、当面直営で運営していくということでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 読んでみたら、いわゆる読んでみたら、実際的にはいわゆる指定管理者制度が導入できるような条文に見えてくるわけよ。条文改正が、条文改正がね。それで、先ほどから聞きたいのは、私は椎木助役の方は誤解だということなんです、じゃ前島公民館については、当然直営ですよ。前島公民館。それと、いわゆる直営の部分23号から、23号からあくまで農事集会所、29号、これまでがいわゆる直営で当面いきますよという、すごい聞きとりにくい、私が実際に理解しにくい部分なんよ。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） すいません。それじゃもう一度申し上げますが、まず15号につきましては、25ページで指定管理者の管理ということで、第14条でございますが、町長が指定する者、要するに指定管理者にこれを行わせることができるという条項が入りましたので、指定管理者制度に移行できる見込みのある施設というふうに見ていただければいいと思います。

次に、16号でございますが、35ページ、これも同じように指定管理者の管理になりまして、第8条でこれを行わせることができるという書き込みが、新しい条項が入りましたので、当然指定管理者制度に移行することができるということでございます。

それで、次に第17号でございますが、17号の前島公民館のところでございますが、これらにつきましては、例えば前島公民館でありましたら、第3条を削り第4条を第3条とすると。要するに、第3条につきましては、これは管理委託ができるという条項でございますが、要するに管理委託という制度自体が、地方自治法の中からはなくなったわけでございますから、当然それを削除いたします。削除したら、削除して条ずれを直したわけでございますが、要するに削除いたしますと、後は直営しかないということなんですよね。

委託できるという条項がなくなったら、もう後は直営しかない。それで、直営しかないというところに、新たに指定管理者制度という条項を入れたら、今度は指定管理者制度に代行させることができるという部分が入るとい改正でございますので、今第17号のところにしましては、すべて削除ばかりでございますから、直営というふうに考えていただきたいと思います。

後はすべてすいません、23号の 23号じゃなしに、竜崎温泉の項につきましては、当然その削除ただけでございますから、当然直営ということが残るわけでございます。直営になるということでございます。

121ページですね、121ページの議案第30号竜崎温泉につきましては、第4条第2項を削るということでございますから、次の123ページの新旧対照表を見ていただきますとわかりますように、委託できるという項目がなくなるわけでございます。削除されるわけでございますから、委託できないということになります。委託できないということになりますと、指定管理者制度の条項が入らない限りは、直営ということになるわけでございますから、当然直営で当面このまま継続すると。

例えば、これを指定管理者制度に移行しようとするならば、新たにまた指定管理者制度に代行させることができるというふうな条文を、条項をつけ加えなければならない、改正しなければならないということでございます。だから、今現在直営でというふうな改正をしたのは、議案第17号と、この議案第34号でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、いわゆる直営以外で17と34号を除く部分は、実際的には今度は指定管理を行ったら、その指定管理のところすべて使用料等については入るといふ考え方になると、法律上そうなるんじゃないですか。指定管理者のところいわゆる契約した、公募しますよね。公募したところに、当然そのいわゆる使用料等については、その指定管理者の団体に入るといふ格好になるというふうに思うわけですよ。

じゃあ、実際的にそれで運営不可能、大枠はあって運営が可能かどうかちゅう判断があって、公募に応じるかどうかがあるわけですから、実際的には運営上は、その指定管理者のところに入るが、いわゆる変更等については、議会の議決等は通過しないという格好になるんじゃないかね、実際的には。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） この指定管理者制度がまだ十分全部が概要が見えてないと思うんですが、要するにその利用料金制と申しまして、その使用料を町にそのまま納めてくださいという形でできますし、町に今までどおり納めてくださいという形でできますし、その指定管理者が利用料金をとると、とって自分でその金額の中で、範囲の中で管理をするという方法もございますし、今も質問がありましたように、その利用料金がごく低いという場合には、当然それでは足りないということで、公募するとき利用料金プラス幾らか町からの代行管理料ですか、管理委託料として出さなければ、例えば一番端的に言えば、全く利用料が入らないというふうな部分がありますですね。

そうしたときには、当然その管理委託、管理料を出さなければ、公募に応じる方はないというふうに思いますし、だから制度的には、すべてその利用料金、使用料を指定管理者が自分の収入にするということができるというシステムになっていますから、それはそういう、それでやっていただくという方法もあるし、例えば反対にその使用料がどんどん上がってくるという場合になると、果たして今度は町の方はそれでいいのかと。どんどん指定管理者だけが悪い言葉で言いますと、大もうけしてしまうんじゃないかということもあるわけですから、それはいろいろその公募するときのあれですね、公募の状況がつくれ、公募するときのその公募の要領の中にうたえるんだと思っております。

だから、すべて一律的にその使用料が町がとるのか、管理者がとるのか。またはその管理料をある程度金額で決めて、そこからまずさらに入ってきた場合には、例えば折半にするのかとか、いろいろその組み合わせができるということございまして、画一的にそれをだれそのところへ入ってくるというものではないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと条文についてちょっと質問したいと思うんですが、議案

第39号と、それから40号のそこなんです、使用料が39号では8条に、それから40号も8条ですか。別表に書いてあるわけですが、ちょっと別表を読んでみますと、(1)小学校の児童及び中学校の生徒が100円、1人につき100円。(2)で1以外の者が210円というふうに書いてあるわけですが、問題は(2)なんです、1以外の者ということになりますと、ゼロ歳から小学校上がる前の子供も含まれるわけですよ。素直に受けとればですよ。それで、その辺の条文がどっかにあるのかどうか。もしないんであれば、ちょっとこれは抜けておるんじゃないかなというふうに思うわけですが。

議長(新山 玄雄君) 岡村産業建設部長。

産業建設部長(岡村 春雄君) 議員さん御指摘のとおりでございます、解釈といたしまして、小学校の児童以下というふうに読みかえていただきたいと思えます。

今、乳児とかにつきましてはただでございますので、そのところが法的条文ではうたっておりません。したがって、小学生の児童(3)ですね、(3)の小学校の児童及びということで、小学校の児童以下は(発言する者あり)無料ということで御理解をお願いします。

議長(新山 玄雄君) 浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) それは意味はわかるんですよ。無料だというふうに現行もそうなんだろうからね。だけど、やっぱり条文というのはそういうものじゃないと思うんですよ。やっぱりきちんと条文化されて、初めてそれで皆さんが動かれるんじゃないですか。

さっき法律で動きよってというような話もありましたけどもね、これも条例もいわば法律ですからね、動けんじゃないですか、実際には。これとったらどうする。今の例えばこれで指定管理者制度になって、とられてもしょうがないですよ。これこのまま素直にやったら、あなたこれ1以外じゃけ、1以外じゃけんってまた210円とることもできるじゃないですか、このまま素直に読めば。

やっぱりこれは条文にせんにゃいけんよ、そりゃ。きちんと入れにゃ。ただ、無料って入れんにゃいけんのじゃないですか。そりゃ意味はわかるんですよ、僕も。いや、これ気がつかんかったって、今まで気がつかんかったちゅうのがいがかかと思うよ。でもこういうこと、すぐわかるよ、こういうの。

議長(新山 玄雄君) 質疑の途中でございますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

暫時ちょっと休憩します。

午後4時51分休憩

午後5時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

ただいまの浜戸議員の質疑に対する答弁をお願いします。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 大変申しわけございません。浜戸議員さんの御指摘のとおりでございまして、議案38号の別表、それと39号の別表、140ページと144ページになりますが、別表同じく（1）の小学校の児童及び中学校の生徒とありますが、この後に（小学生未満無料）、それと（2）でございまして、（1）以外の者とありますが、これを訂正いたしまして、高校生以上ということで正誤表で対応させていただくということをお願いいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 一つは、このたび3湯今種々の改案ということで料金表をいただいております。合併後の条例改正ということで、今合併して初めて今効果ありという形で、例えば入浴する人の立場として、こうして料金は改正されてる中、潮風呂保養館と片添ヶ浜の方は金額的に同じと、そういう中でどちらでも入れるっていう形にはならないだろうか。竜崎温泉の回数券をお持ちの方は、どこでも入れると。逆に竜崎に入りたい方は、あとの潮風呂並びに片添のチケットプラス100円とか、ちょっと加算することによってどこでも入れるっていう形がとれないだろうか。それを条例の中に入れてらどうかと。

逆に、非常にそういう形をとることによって利用度も高くなるだろうし、またほかの施設等々も関連して利用する機会もふえるんじゃないかなと、そういうふうを感じるわけですが、いかがでしょう。

議長（新山 玄雄君） 中原商工課長。

商工観光課長（中原 忍君） お答えいたします。

現在65歳以上の方につきましては、郡内3施設の共同利用券というものを発行しております。それと、今観光協会の方でイベントとして、民間の施設を含めて5湯ございますが、郡内に5湯ございますが、これは期限つきではありますが、パスポートを発行いたしまして、郡内のふるが巡られるというようなイベントをやる予定で今計画をしております。これは主に郡外からたくさん来てほしいという大きな願いがあるわけでございますが、そういったイベントも今後は考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 民間の方ではいろいろ企画等やっぱりされていくと思いますけど、じゃあ一応このたびの条例、回数券に関してはそれぞれの施設単位でという形は崩さないっていう方向でいきたいという方向ですかね。こういった形もとれば、なおかつこういう方法でも

自然と日ごろ65歳以上、以下の方がどの程度の利用かってよくわかりませんが、たしか65歳以上の方はどこも使えるっていうお話ですね。

だから、それ以下の人でも、地元の人でも、ちょっときょうはほかのふるに入ってみるかとか、そういう流れがとれれば、私はやはり周防大島は一つになりましたなという感じがただただするんじゃないかなと、そういう感がいたします。

じゃあ、あえてここで質問したわけですが、形としてはこのままいかれるという形ですかね。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） 当面、今の現状で進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） これは条例に直接は関係あると言えれば関係あるんですが、要するに契約を結ぶときに、金額の問題なんですが、恐らく経費部分に当たる部分が、要するに例えば来年の4月からということになれば、新年度の予算の部分で上がってくるわけですが、例えばこの団体とこの会社と、こういう3年なら3年、5年なら5年という期間で、この金額で契約を結びました、結びたいと思いますという部分の、要するに詳細ですね。数字的な詳細がわかるような資料なり、そういった部分をぜひ示していただきたいと思います。

そうしないと、例えば今まで委託ということになっておりますと、議会において例えばどんな団体へ、その委託金という部分で一括というような説明のあったような部分もありますので、今度はそういった条例でちょっと管理を委託するんだというようなことでございますので、金額的な部分の詳細な説明の部分もぜひ出していただきたいと思います。これはお願いでございます。ぜひ実現をしていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 指定管理用の金額を明示してから公募すると、当然そのことですが、要するに指定管理者を公募するためには、その指定管理料を幾らにするかという、まずそのもとになる公募のもとですね、当然必要になってくると思います。

細かい事項につきまして、指定管理者と協定を結ぶと最終的にはなるわけでございますから、その必要経費をまず詳細に算出をしなければならないというふうになると思います。また、その指定管理料が、先ほどもちょっと申しましたが、指定管理料だけでその公募する場合と、利用料金制と申しまして、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする制度と、それと要するにまたもう一つ町の指定管理料プラスその施設の利用料と併用する場合ですね、これともう一つは、今度はその利用料金だけでやってくださいよという、大きく分ければ3通り、4通りぐらいのそのパターンが考えられると思います。

それで、それにつきましては、個々の施設の状況、例えばその利用料金がほとんどないという施設に対して、利用料金でやってくださいと言われても、それはもう当然幾ら公募しても、応募者はないと思いますし、実際のその公募する算出が、根拠ができないということになると思いますので、これは実際にその指定管理者を公募するときには、非常に詳細なその公募要領というものをつくらなければなりませんし、またそれに対して応募された方を審査して候補者を決めるわけですが、その審査、審査も公平、公正にということでございますので、当然その委員会等を設置して、その選定委員会の中で公募者を決定していくということになると思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第15号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第16号周防大島町コミュニティ施設設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第17号周防大島町前島公民館設置条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第18号周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第19号周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第20号周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第21号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第22号日本ハワイ移民資料館条

例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第23号周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第24号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第25号周防大島町在宅介護支援センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第26号周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第27号周防大島町立老人憩の家
条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第28号周防大島町園芸サロン設
置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第29号周防大島町立農事集会所
条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第30号周防大島町東和農林水産
物直売所設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第31号周防大島町橘農水産物直売所条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第32号周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第33号周防大島町やしる郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第34号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第35号周防大島町片添ヶ浜温泉

遊湯ランド設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第36号周防大島町青少年旅行村設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第37号周防大島町陸奥野営場設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第38号周防大島町立陸奥記念館設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第39号周防大島町なぎさ水族館設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第40号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第55．議案第41号

日程第56．議案第42号

日程第57．議案第43号

日程第58．議案第44号

日程第59．議案第45号

日程第60．議案第46号

日程第61．議案第47号

日程第62．議案第48号

議長（新山 玄雄君） 続いて進みます。日程第55、議案第41号山口県東部地方税整理組合の解散についてから日程第62、議案第48号山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第48号まで一括して補足説明を申し上げます。

議案第41号は、山口県東部地方税整理組合に加入しております由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、錦町及び美和町が、平成18年3月20日に岩国市との合併に伴いまして、構成市町村の減少により、本組合の存続が難しくなったため、地方自治法第288条の規定によりまして、解散について関係地方公共団体の協議の上、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、解散日は平成18年2月28日をもって解散しようとするものでございます。

議案第42号は、山口県東部地方税整理組合の解散に伴いまして、当組合の財産処分を地方自治法第289条の規定によりまして、関係地方公共団体と協議の上定めることにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この財産処分の内容につきましては、解散に伴う財政調整基金の当組合構成町村への帰属は、当組合解散後、当組合の職員を引き続き採用する町村に帰属させるものとし、その配分額は平成

16年度末現在の当該町村の配分額に職員を採用しない団体の配分額の合計額を、採用する職員の採用時の給料月額で案分した額を加算した額にするものでございます。

その財政調整基金の町村別に帰属する財産の内訳は、議案書の記載のとおりでございますが、本町に帰属する財政調整基金は、405万349円となっております。すなわち、本町にも1名の職員を受け入れるということになるものでございます。

なお、解散時の剰余金も若干発生するということになりますが、解散に伴いまして職員を引き続き採用する構成町、当町もですが、これに対しまして採用する職員の採用時の給料月額で案分した額、要するに剰余金を案分するわけでございますが、それを案分した額を配分するというものでございまして、来年の2月末ごろになる予定でございます。

次に、議案第43号山口県市町村公平委員会、議案第44号山口県市町村消防団員補償等組合、議案第46号山口県市町村職員退職手当組合、議案第48号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合のそれぞれの組合等を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成17年10月1日に、山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の合併に伴いまして、徳地町、秋穂町、小郡町及び阿知須町がそれぞれの組合等から脱退するため、規約の一部を改正しようと、変更しようとするものでございます。

議案第45号は、徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町が、山口県市町村消防団員補償等組合から脱退することに伴いまして、財産処分を地方自治法第289条の規定によりまして、関係地方公共団体との協議の上、議会の議決をお願いするものでございます。

財産処分の内容につきましては、当該町が納付いたしました山口県市町村消防団補償等組合を脱退するまでに納付いたしました賞じゅつ金負担金額を処分するものでございます。

議案第47号は、徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町が山口県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴う財産処分を、地方自治法第289条の規定によりまして、関係地方公共団体との協議の上、議会の議決をお願いするものでございます。

財産処分の内容につきましては、当該町が納付いたしました負担金の額に、準備積立金から繰入金の額を加算した額と、当該町の職員に支給した退職手当の額とのこの差額につきまして、当該町が山口県市町村職員退職手当組合を脱退したときの準備積立金現在額を財産処分するものでございます。

以上で議案第41号から48号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案第41号から議案第48号までの8議案を一括質疑といたします。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案41号、42号に関する東部地方税整理組合、あの設置のとき私はかなり厳しくその必要性について議論したんで、やっと廃止かという立場なんです、実際的にですね。

だが、これで私が読み違えたらいけないのですが、いわゆる余剰金のところで、いわゆる構成町に対して職員の採用時の給料月額というのは、別に職員の身分をそのまま引き継ぐんじゃないし、採用時にいわゆる負担した市町村に支払うと、あくまでそうなんですよと。職員をいわゆる関係町で引き取ってもらうんじゃないんですよちゅう解釈で当然いいのかどうなのか、聞いちゃきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 現在、当組合に7名の職員がおられます。解散すると当然その身分を失うわけですが、構成町で引き受けるということでございまして、その今構成町全部で案分といいます、それをまず基金の額が1,352万円ありますが、これを手数料構成比で案分いたしまして、各構成町のその額が決まります。

それで、なおかつ今度はそれで案分すれば一番いいんですが、職員が7名をとる町村ととらない町村があるわけです。それで、とらない町村にはこの額を配分しないということにしまして、とらない町村のを全部またプールいたしまして、それをさらにまた案分するというのが、今度は採用団体に対する採用配分額の給料月額に対する案分で、だから要するにとるとこの町村の職員の給料月額で、とらないとこの分のをとると。とらないとこの分のをプールして、それを職員をとるとこの市町村に分け合うということになるという意味でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いや、そうなる、あくまで405万349円は、いわゆる職員採用料というとり方なのか、職員採用料、いわゆる実際的に引き取るちゅう格好になれば、実際的にはそういう感覚になるんか。例えば、実際的には町に引き取るわけでしょう。構成町の中でいわゆる新たな職員を引き取るところについては、いわゆる金額を配分しますよということなんでしょう。そうすると、いわゆるそこに配分するということは、いわゆる職員1をとるよということなのか、どうなのかちゅうことを聞きよるわけですよ。

例えば、その職員そうなる、実際的にはその身分、出発点の身分等がどうだったのかということで、出発点の職員、例えば町村から派遣しちよったいわゆるなのか、どうなのかちゅうところが、非常にわかりにくいんですが、あくまでそこで雇うた市の職員で構成。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 東部地方税整理組合の職員でございまして、構成町から派遣した職員というわけではございませんので、プロパーでございますから、当然その帰るところがないので、そ

れを構成町で身分を引き継ぐということになります。

ただ、その構成町の数と、その職員の数が同一ではありませんので、それで職員をとるとこと、とらない市町村が出てくるということでございますので、とらない町村には、この財産分与をしないということで、その部分をプールして、とるとこの町村に配分すると、加算するということでございます。

周防大島町といたしましては、1名の職員を引き継ぐということになります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） この組合は、今まで特に税金の滞納とかには職員が出てから徴収をしていただいたというような経緯がありますが、これで解散となると、今後は各町村の職員が徴収に行くということになるんだろうというふうに思うわけですが、その辺はいかがなんでしょうか。そうならざるを得んということになるのでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 本来、賦課徴収というのは、その各自治体の固有の事務でございますので、当然その一部事務組合を解散すれば、その事務は当然その各町に返ってくるということでございます。

この一部事務組合に加入してないときは、当然各町とも自前でやっつけたということでございます。それで、合併して非常に町村の中では大きな町村となったわけでございますから、当然自前でやると。市は当然今までも自前でやっておったということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第41号山口県東部地方税整理組合の解散について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第42号山口県東部地方税整理組

合の解散に伴う財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第43号山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第44号山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第45号山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第46号山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第47号山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第48号山口市・徳地町・秋穂町・小郡町及び阿知須町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第63・議案第49号

議長（新山 玄雄君） 日程第63、議案第49号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第1工区）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第49号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第1工区）の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本工事は、去る8月30日にアイサワ工業株式会社外11社による指名競争入札の結果、大島建設株式会社に6,330万円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました6,646万5,000円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

施工場所は志佐地区で、工事概要につきましては径75ミリから200ミリの下水管路の布設工2,000メートル、マンホール13カ所、小口径マンホール50カ所、舗装工1,851平米、水道補償工事458メートルでございます。

本件工事をもちまして、志佐地区の補助対象事業は完了となります。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第49号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これ今回こうやって説明がありますが、赤いところが管路布設だと思うんですが、今回でこれで終わり、工事終わりということですが、このそれ以外の山手といいますかね、その辺にも集落があるように思うわけですが、その辺はもう工事はないという、そういうことですかね。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 今回で非補助の方の事業が終わり、山手の方はもう済みであります。あと非補助が残っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これを見ると、旧大島地区から初めてというか、一部2回目ということが入っちゃうようなのですが、実際的には今から先もこういう例えば組み合わせということについては、努力していくという格好でとらえてよいのかどうなのか。指名審査会の方聞いちゃきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 今回の指名業者の選定につきましては、町内のBランクから3社引き上げて入札を執行しております。これは、競り合いのない入札ということもありましたけれども、こういった入札の結果を今後の参考にして、そういうことがあるんかどうかということ参考にしておりますので、これはあくまでも試行ということであります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第49号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第49号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第1工区）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第64・議案第50号

議長（新山 玄雄君） 日程第64、議案第50号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第2工区）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第50号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第2工区）の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、去る8月30日にアイサワ工業株式会社外12社による指名競争入札の結果、ユタカ工業株式会社に9,600万円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました1億80万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

施工場所は日見地区で、工事概要につきましては径50ミリから200ミリの下水管路の布設工3,075メートル、マンホール15カ所、小口径マンホール103カ所、舗装工3,273平方メートル、水道補償工事540メートルでございます。

本件工事をもちまして、日見地区の補助対象事業は完了となります。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第50号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これが沖浦西地区の大体最後という言い方でされましたが、私ずっと言いよったのは、分離発注についての考え方について言いよりました。といいますのが、せっかく大きな工事をしても、できるだけ分業して発注する方が、よりいろんな業者についてあるんじゃないかということの立場から言いよりました。不況下ですから、当然。

そういう点での議論が、指名審査会によって分離発注という議論があったのか、なかったのか。仮になかったとしても、やっぱり今後はできるだけ多くの業者にいわゆる参加していただくという発想でいけば、分離発注というのは当然大きな課題ではないかというふうに考えておりますが、指名審査会の基本的考え方聞いちょきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 今回の工事につきましては、まとまった地区ということで分離発注を考えておりませんが、しておりませんが、今後につきましては分離発注は必要というふうに考えております。したがって、できる限り分離して、工種によりまして分離して発注して

いくということになると思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 指名審査会でございますので、私が会長ということでございますから、一言申し上げますが、一つにはその受注機会をたくさんつくるところからすれば、その分離発注ということも可能だと思いますし、また反対に言えば、その工法的なものもございまして、すべてが分離発注がいいとは思っておりません。その工法、工法で個別に考えていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第50号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第50号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第2工区）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第65・議案第51号

議長（新山 玄雄君） 日程第65、議案第51号平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路布設工事（西枝3工区）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第51号平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路布設工事（西枝3工区）の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本工事は、去る8月22日にアイサワ工業株式会社外8社による指名競争入札の結果、大島建設株式会社に5,770万円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました6,058万5,000円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

施工場所は西安下庄地区で、工事概要につきましては、径150ミリの下水管路の布設工1,155メートル、900ミリマンホール24カ所、750ミリマンホール24カ所、小口径マンホール54カ所、舗装工2,061平方メートルでございます。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお

願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第51号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第51号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第51号平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路布設工事（西枝3工区）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第66・請願第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第66、請願第4号周防大島町の交通事故の実態を調査し、施設・設備の整備・改善を重視した交通事故防止計画を作成し、その実現に取り組んでいただくことに関する請願書を上程し、これを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 紹介議員といたしまして、ぜひとも早期に採択していただきたいという立場から、紹介者として請願の要旨並びに請願の理由、意図するところについて紹介させていただきます。

お手元に配布していますように、今回要旨としては、いわゆる周防大島町は町内の交通事故の実態と事故防止のための施設設備の現状を調査し、その設備改善を重視した交通事故防止計画を作成して、計画の内容を町民に公開し、関連機関に働きかけてその推進、実現に努めていただきたいということで請願をするものであります。

今日までも御承知のように、不幸な事故が後を絶ちません。今回の趣旨は、今述べましたように、実質的には交通事故の主たる要因にどこにあるのかという点が一つあります。

といいますのは、実際の学童や高齢者を対象とした交通安全教育が一定の成果を上げているということは、軽視してはいませんし、評価しております。しかし、大島郡の人身事故の約9割は車対車の事故であるという点、そしてまたドライバー規制が事故防止のかぎであるという点、また交通安全指導に参加するドライバーは、運転事故の限られた部分に過ぎないという点などを、

ぜひとも理解まず前提としてしていただきたいというふうに思います。

また、この間いろんな委員会等ができておりますが、やはり今回請願者の趣旨としては、あくまで交通事故防止計画を策定していただきたいと。そして、働きかけをお願いしたいという趣旨であります。同趣旨については、先日町長の方にも提出させていただきました。

ぜひとも議会運営委員会の方でお願いはしたとおり、総務委員会の方に付託されます。そして、請願者であります方も、ぜひ積極的に出て委員会に参加して、意見を述べたいと。当然私の方も、請願者の立場から実際的には意見を述べていきたいというふうに考えております。ぜひ委員会におかれましては、積極的な議論をぜひお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。請願第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第4号周防大島町の交通事故の実態を調査し、施設・設備の整備・改善を重視した交通事故防止計画を作成し、その実現に取り組んでいただくことに関する請願書を、会議規則第92条第1項の規定により、所轄の総務文教常任委員会へ付託します。

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は9月20日、火曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長代理（木元 真琴君） 一同御起立願います。一同、礼。

議長（新山 玄雄君） どうもお疲れでございました。長時間御苦労さまでございました。お疲れでした。

午後5時27分散会